# 宿毛市

# 過疎地域持続的発展計画

（令和 4 年度～令和 7 年度）

令和 4 年 10 月

（令和 5 年 12 月改訂）

（令和 6 年 12 月改訂）

高知県宿毛市

# 目　次

1. 基本的な事項
（1） 宿毛市の概況・・・

6. 生活環境の整備
（1） 現況と問題点・・・

事業計画（令和４年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分・・・・・・・・58

# 1. 基本的な事項

## (1) 宿毛市の概況

### ① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、土佐でも早くから開けた集落で、文明年間には対明貿易の基地として繁栄した歴史あるまちであり、美しい自然と人情豊かで素朴な住民性を保持し、明治維新以後、我が国の発展のために活躍した多くの人材を輩出した由緒あるまちです。

また、気象的・地形的条件に恵まれて農林水産業を中心に各種産業が発展し、四国西南地域の中堅都市として繁栄する中で、昭和 29 年 3 月 31 日の町村合併促進法施行を機に宿毛・小筑紫・平田・山奈・橋上・沖の島の 6 ヵ町村が合併し、面積 284.79 ㎢、人口 32,500 人余りを擁する宿毛市として誕生しました。

四国の西南端に位置し、西には高知県唯一の有人離島、沖の島・鵜来島があり、磯釣りや日本屈指の透明度を誇る海のダイビングスポットとして注目を集め、県内外の来訪者も多くなってきています。

地形は、全般的に山岳・丘陵地帯で構成され、篠山を主峰とした全域の約 84%が森林地帯となっていて、その間を清流松田川が宿毛湾に向かって流れ、河口付近では数々の水鳥の乱舞が見られます。

気候は、四季を通じて温暖で、足摺宇和海国立公園に属する豊かな自然と相まって第 1 次産業を中心に発展してきました。冬には、気象条件が整えば、夕日が宿毛湾に沈むときにダルマのように見える「だるま夕日」を見ることができます。

魚種が豊富な宿毛湾は、黒潮が豊後水道へ流れ込む入口にあたることから、好漁場としてまき網漁業や養殖業が盛んです。

農業は、温暖な気候、地域の立地条件を生かした夏場のオクラ、冬場のブロッコリー等の露地野菜、イチゴ、ミョウガ、小ねぎ等の施設野菜、文旦、小夏、直七等の果樹が主要作物となっています。

### ② 過疎の状況

本市の人口は、昭和 55 年の国勢調査では 26,080 人であり、平成 2 年までの 10 年間では 252 人の減少で割合としては 0.97%の減少でしたが、それから平成 17 年までの 15 年間で 1,431 人（5.54%）の減少、さらに令和 2 年までのその後 15 年間で 5,364 人（21.99%）の減少と、減少幅は年々大きくなってきており、今後も更なる減少が見込まれています。

また、年齢構成で見ると、昭和 55 年と令和 2 年との比較では 40 年間で 0 歳～14 歳は 5,752 人から 1,980 人へと 3,772 人（65.58%）の減少、15 歳～29 歳は 4,793

人から1,523人へと3,270人（68.22%）の減少、30歳～64歳は4,476人（36.80%）の減少、65歳以上は3,994人（118.41%）の増加となっており、全人口に占める割合は、0歳～14歳は22.06%から10.40%へ、15歳～29歳は18.38%から8.00%へ、30歳～64歳は46.63%から40.38%へとそれぞれ減少し、それに対して65歳以上は12.93%から38.71%へと増加しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

このような状況の中、令和4年4月1日付けで新たに市全域が過疎地域として公示されました。今後も人口減少・少子高齢化の進行は避けて通れないことから、地域産業を維持していくための人材の確保・定着がますます重要な課題となるとともに、社会保障費の伸びを抑えながら医療や介護・福祉を安定して提供していくことが必要となります。また、人口減基調に沿ったインフラの規模適正化が欠かせませんが、既存の公共基盤は予防保全型の長寿命化を行って財政負担の適正化に努めるとともに、次世代に必要な投資は継続的に進めていくことが求められています。

③ 社会経済的発展の方向の概要

令和2年国勢調査の産業別就業者数は、総数8,259人のうち、第1次産業が13.77%、第2次産業が18.28%、第3次産業が65.81%となっています。

前回の平成27年国勢調査と比較すると、第1次産業では農林業で0.48ポイント、漁業では0.35ポイントそれぞれ減少しており、第2次産業では建設業が0.43ポイント減少した一方で、製造業は0.26ポイントの増加となっています。第3次産業では公務が0.77ポイント増加しています。分類不能の産業が1.77ポイント増加したこともあり、第1次産業、第2次産業、第3次産業のいずれも減少傾向にあります。

今後は、人口減少下にあっても持続可能な発展を図ることが主要な課題となりますが、経済や都市基盤の拡大を目指すのではなく、適正な規模の地域経済・地域社会を目指し、自然とのつながりを大切にしながら、住みやすさを実感でき、また、南海トラフ地震など、自然の脅威をみんなで乗り越えていく「地域力」あふれるまちづくりに戦略的に取り組んでいきます。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本市の総人口は、平成12年までは増減を繰り返しながら緩やかに推移していましたが、以降は大きく減少が続いており、平成12年の25,970人から令和2年の19,033人まで、20年間で6,937人、26.71%減少しました。

年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに減少しながら推移し、老年人口（65歳以上）は増加し続けており、平成7年には老年人口（5,290人）が年少人口（4,376人）を上回りました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口・年齢3区分別人口とも今後も同様の傾向が続くと予測されており、本市は平成27年10月に策定した人口ビジョンにおいて、本市が目指す令和22年の将来人口を15,000人と定めています。

産業構造については、産業別就業者総数は平成7年の12,571人から令和2年の

8,259 人まで 25 年間で 4,312 人減少しました。内訳として、第 1 次産業では 2,201 人から 1,137 人、第 2 次産業では 3,799 人から 1,510 人、第 3 次産業では 6,571 人から 5,435 人にそれぞれ減少しています。産業別の割合としては、第 1 次産業では 17.51%から 13.77%に、第 2 次産業では 30.22%から 18.28%にそれぞれ減少し、第 3 次産業では 52.27%から 65.81%へと増加しています。

今後は、農業・林業・漁業の担い手・後継者を確保して各産業の振興に努め、また企業誘致による雇用創出や、事業承継の促進、創業希望者の発掘・支援等に取り組むことで、就業者数の減少に歯止めをかける必要があります。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分 | 昭和55年 | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人<br>26,080 | 人<br>25,828 | %<br>△ 0.97 | 人<br>24,397 | %<br>△ 5.54 | 人<br>20,907 | %<br>△ 14.31 | 人<br>19,033 | %<br>△ 8.96 |
| 0歳～14歳 | 5,752 | 5,022 | △ 12.69 | 3,346 | △ 33.37 | 2,396 | △ 28.39 | 1,980 | △ 17.36 |
| 15歳～64歳 | 16,955 | 16,448 | △ 2.99 | 14,547 | △ 11.56 | 11,215 | △ 22.91 | 9,209 | △ 17.89 |
| うち 15歳～29歳(a) | 4,793 | 3,851 | △ 19.65 | 3,224 | △ 16.28 | 1,981 | △ 38.55 | 1,523 | △ 23.12 |
| 65歳以上(b) | 3,373 | 4,355 | 29.11 | 6,504 | 49.35 | 7,265 | 11.70 | 7,367 | 1.40 |
| (a) / 総数<br>若年者比率 | %<br>18.38 | %<br>14.91 | – | %<br>13.21 | – | %<br>9.48 | – | %<br>8.00 | – |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 | %<br>12.93 | %<br>16.86 | – | %<br>26.66 | – | %<br>34.75 | – | %<br>38.71 | – |

表 1-1(2) 人口の見通し

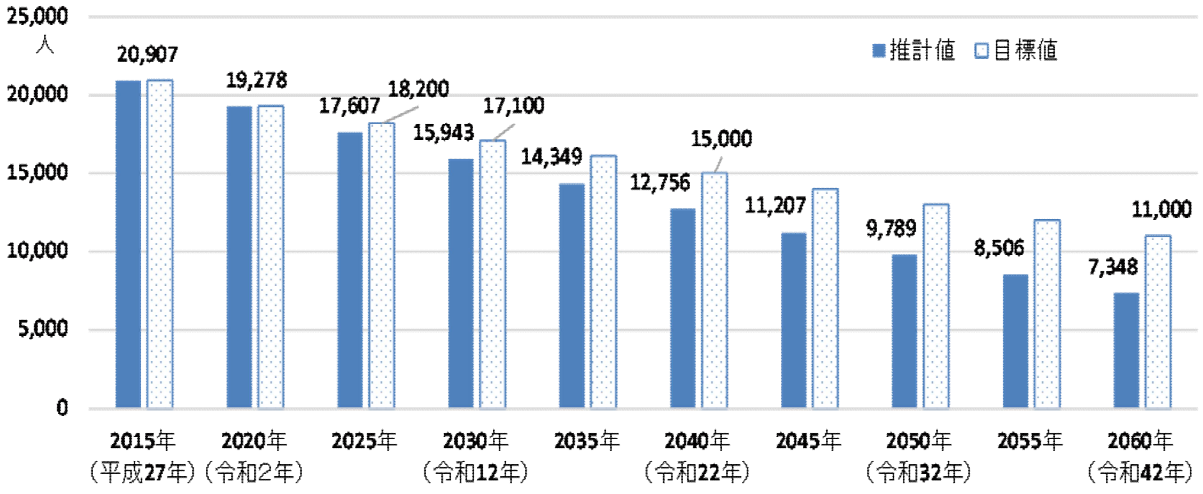


※平成 27 年は国勢調査による実績値。令和 2 年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所による。

## (3) 市の行財政の状況

### ① 行財政の状況

行政については、昭和 61 年度に「宿毛市行政改革大綱」を策定し、以降、定期的に大綱及びアクションプランの見直しを行い、財政の健全化や職員の定員適正化等、様々な行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、本市を取り巻く状況は、少子・高齢化に伴う人口減少、新型コロナウイルス感染症の蔓延や不安定な国際情勢等による経済状況の変化等、様々な要因により大変厳しいものとなっております。

このような状況に加えて、行政サービスのデジタル化や脱炭素社会実現に向けた取り組みの推進など、刻一刻と変化する社会情勢に対応するために、令和 4 年度を初年度とする新たな「宿毛市行政改革大綱」及び「宿毛市行政改革大綱改革プラン」を策定し、引き続き行政改革の取り組みを推進していきます。

財政については、「三位一体の改革」以降、組織機構や定員の適正化、後年度に交付税措置が得られない地方債の借入抑制等、様々な財政健全化対策に取り組んできた結果、実質公債費比率や将来負担比率等、将来の財政負担を示す財政指標の改善につながりました。

一方で、自主財源の柱である市税収入については、人口減少や基幹産業を取り巻く状況から今後は減収傾向になると想定され、結果として財源の多くを地方交付税等に依存する状況が続くことになりますが、恒常的な財源の中で、地方交付税は国の地方施策の方針により交付水準が大きく変動する恐れがあることから、地方財政計画等の動向を注視するとともに、市税収入をはじめとする自主財源の確保につながる施策を実施していきます。

また、近年頻発する自然災害に対する復旧費のほか、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震に対する備え、先送りすることのできない大型建設事業等に加え、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の不安定化による間接的な影響等の新たな要因もあり、日々変化する社会情勢に対して柔軟に対応していく必要があります。

このような状況の中、行政内部経費を中心とした経常経費の節減と業務の合理化を続けながら、より良い行政サービスの持続的な提供と喫緊の課題である人口減少対策や地域経済の活性化対策を講じていかなければなりません。

普通建設事業等の実施に際しては、引き続き、緊急防災・減災事業債や過疎対策事業債等、基準財政需要額への算入率が高い地方債を優先的に活用するとともに、当該事業実施に伴う債務が将来世代に過重な負担とならないよう、適正な事務事業の執行に努めていきます。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

| 区　　分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和2年度 |
|---|---|---|---|
| 歳 入 総 額 A | 12,225,212 | 12,081,216 | 20,661,816 |
| 一 般 財 源 | 7,212,245 | 7,359,219 | 7,343,476 |
| 国 庫 支 出 金 | 2,229,965 | 1,602,402 | 5,337,648 |
| 県 支 出 金 | 919,021 | 1,142,904 | 1,125,426 |
| 地 方 債 | 998,415 | 1,183,996 | 4,846,334 |
| うち過疎対策事業債 | － | － | － |
| そ の 他 | 865,566 | 792,695 | 2,008,932 |
| 歳 出 総 額 B | 11,916,755 | 11,799,049 | 19,926,435 |
| 義 務 的 経 費 | 5,558,879 | 5,543,182 | 5,524,581 |
| 投 資 的 経 費 | 2,503,160 | 1,818,931 | 6,756,504 |
| うち普通建設事業 | 2,482,633 | 1,766,061 | 5,894,047 |
| そ の 他 | 3,854,716 | 4,436,936 | 7,645,350 |
| 過疎対策事業費 | － | － | － |
| 歳入歳出差引額 C(A－B) | 308,457 | 282,167 | 735,381 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 105,885 | 40,148 | 411,564 |
| 実質収支 C－D | 202,572 | 242,019 | 323,817 |
| 財 政 力 指 数 | 0.36 | 0.34 | 0.37 |
| 公 債 費 負 担 比 率 | 17.6 | 14.4 | 12.3 |
| 実 質 公 債 費 比 率 | － | 15.4 | 12.2 |
| 起 債 制 限 比 率 | － | － | － |
| 経 常 収 支 比 率 | 86.5 | 88.4 | 92.9 |
| 将 来 負 担 比 率 | 166.3 | 77.5 | 88.3 |
| 地 方 債 現 在 高 | 11,422,812 | 11,372,556 | 14,846,799 |

② 施設整備水準等の現況と動向

本市における主要公共施設等の整備状況は表 1-2(2)のとおりです。市道改良率は、平成 22 年度末の 49.7%から令和 2 年度末には 53.1%、舗装率は 93.2%から 93.5%へと上昇しており、農道延長も増加していますが、林道は市道や農道に変更したことにより延長が減少しています。

水道普及率は 97.9%から 99.9%へと上昇して高い水準になっており、水洗化率は 65.4%から 84.4%へと大きく上昇しました。

病床数は、宿毛市立の診療所については病床はなく、0 床となっています。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区　分 | 平成22<br>年度末 | 令和2<br>年度末 |
|---|---|---|
| 市 道 | | |
| 改 良 率 (%) | 49.7 | 53.1 |
| 舗 装 率 (%) | 93.2 | 93.5 |
| 農 道 | | |
| 延 長 (m) | 186,525.0 | 186,678.0 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m) | 149.2 | ― |
| 林 道 | | |
| 延 長 (m) | 71,161.0 | 62,677.0 |
| 林野1ha当たり林道延長(m) | 3.0 | ― |
| 水 道 普 及 率 (%) | 97.9 | 99.9 |
| 水 洗 化 率 (%) | 65.4 | 84.4 |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) | 0.0 | 0.0 |

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

令和 3 年度に策定した「宿毛市振興計画」及びそれに関連する SDGs の取り組み並びに「高知県過疎地域持続的発展方針」に基づき、次の 4 項目をまちづくりの基本方針として定め、地域の持続的発展を目指します。

① 地域資源を生かし明日の産業を創る

時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と、常に新しいものに挑戦していく情熱あふれる担い手が、地域の資源を生かして、魅力ある産品・サービスを創出し、安定的に供給できるよう、経営基盤の強化や外商力の向上、内外への情報発信に努めます。

こうした地域産業によって雇用が生み出され、住民はいつまでも住み慣れた地域で暮らし続け、U・J・I ターンにもつなげていきます。

② 学びと交流で明日の人を創る

自然・人の魅力に惹かれて内外から多くの人々が訪れ、市民とともにスポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動を楽しみ、交流していただくことにより、新たな「宿毛ファン」を獲得していきます。

学校・就学前教育・保育施設と、家庭、地域が一体となって、一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばす教育を推進し、子どもたちが、郷土への誇りと生涯にわたって学び続

ける意欲が持てるよう努めます。

③ 安心できる暮らしの基盤を創る

環境にやさしい生活様式の実践を通じて、良好な生活環境を後世にわたって保全できる仕組みを整えるとともに、地域全体での生活安全対策を充実させ、災害などのリスク軽減や命を守る支援の仕組みの確立に努めます。

「四国 8 の字ネットワーク」や高度情報通信基盤などにより、モノ・情報を得るのに不便を感じることのない快適な住環境のもとで思い思いのライフスタイルの実現を目指します。

④ 希望をかなえ、健やかに暮らせるまちを創る

お互いを認めあう豊かな人間関係を築ける土壌のもと、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てを応援する仕組みがあり、市民一人ひとりの人生設計の希望をかなえることができるまちづくりを目指します。

手助けが必要な方をボランティアと公的福祉サービスで重層的に見守り、市民みんなが自分の健康づくりに積極的に取り組み、生きがいを持った生活が送れるよう努めます。

性別、年齢、国籍、考え方など多様性を認めあい、誰もがお互いを尊重しあえる社会を目指します。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市の人口は、令和 4 年 3 月末時点で 19,391 人（住民基本台帳）であり、人口減少は今後も避けて通れませんが、著しい減少は市民生活や市の財政に多大な負担が生じることから、地方創生に積極的に取り組み、移住・定住者を確保しつつ人口減の抑制を図っていきます。

上記（4）に記載した「地域の持続的発展の基本方針」に基づき、下記（7）の計画期間内に達成すべき計画全般にかかわる基本目標を、次のとおり設定します。

人口目標　令和 7 年　18,200 人

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取り組みについては、PDCA サイクルによる評価・改善を行い、適切な進行管理に努めます。

毎年度、庁内委員による「宿毛市総合開発計画基本構想策定委員会」において効果の検証や進捗管理を行い、外部委員による「宿毛市政策審議会」への報告を行います。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 箇年間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

「宿毛市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年度から 20 年間の計画でに策定しており、公共施設等の適正な管理に向け、以下の 6 つの実施方針を掲げています(一部抜粋)。なお、適宜見直しを加えながら公共施設等の適正な管理に向けて取り組む予定です。

### ① 点検・診断等の適正な実施

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。道路、道路附属施設については、5 年ごとの定期的な点検があり、さらに、すべての橋りょうの健全度調査を実施することとなっています。

これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果をシステム管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

### ② 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要であるため、事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設や設備の更新にあたっては、民間活力の導入を検討するとともに、広域行政による設置や相互利用を検討します。

### ③ 安全の確保

多くの人が利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。

特に旧耐震基準の公共施設について、計画的に耐震改修、用途廃止、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を講じます。

### ④ 耐震化の推進

本市では、必要な建物については一部を除き耐震診断が実施され、耐震改修が必要な建物については改修工事を進めていますが、未完了の建物も残っています。現在予定されている耐震改修工事の工程を確実に実施し、安全な公共施設の管理に努めます。

⑤ 長寿命化・予防保全型維持管理の推進

損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

その際、企画・基本設計・実施設計並びに運用管理など各段階の概算・逆算額の比較検討など建築物の長期にわたる総合的な経済性についてライフサイクルコストを踏まえた評価法の活用など各種手法等により調査検討していきます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

⑥ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけではなく、各施設等所管課の横断的な情報共有体制、取組体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。

上記の実施方針に基づき、市が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の全体最適化を図ります。

これらを踏まえ、本計画に記載する公共施設等整備のすべての事業については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら推進していきます。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住の促進

人口減少や少子高齢化の進行が著しい本市にとって、U・J・I ターンにより移住者の増加を促進することは人口対策及び人材確保に係る重要な取り組みであり、都市圏をはじめとする他地域の潜在的な移住希望者を移住・定住に結び付けるためには、まず宿毛を知ってもらい「宿毛に住みたい」と思ってもらう必要があります。

一方で、移住を実現するには居住環境や仕事など生活基盤の確保が不可欠であり、移住希望者ごとの多様なニーズに対応するため、きめ細かな支援を行い、移住後のギャップがないよう安心して移住・定住できる環境を作ることが求められています。

#### ② 地域間交流の促進

市外の地域との交流として、兵庫県丹波篠山市と平成 24 年 5 月に災害応急対策活動の相互応援に関する協定、岐阜県北方町と平成 25 年 8 月に友好交流協定、長野県筑北村と平成 30 年 11 月に地域活性化包括連携協定をそれぞれ締結しており、各市町村との交流を行っています。また、平成 29 年 7 月にはオランダのホストタウンとして登録されています。

今後は、引き続き市外の地域との交流を図るのに加えて、市民の一体感を高める観点や集落存続の観点から、市内の各地域間の交流や連携も進め、多様な地域間交流を促進する必要があります。

#### ③ 人材育成

人口減少や少子高齢化により、各産業・福祉分野及び地域活動の担い手や後継者が不足し、産業の継続や地域コミュニティの存続に懸念が生じてきており、産業や地域コミュニティ活動を維持していくうえで大きな課題となっています。

### (2) その対策

#### ① 移住・定住の促進

まず、本市に関心を持ってもらう取り組みを進め、本市での暮らしについて情報を発信することで移住を検討してもらうきっかけづくりを行います。

移住希望者が本市に魅力を感じ、できるだけ多くの移住が実現するよう、ポータルサイトや移住フェアでの情報発信、移住相談員等によるきめ細やかな移住相談、オーダーメイド型移住体験ツアー、お試し暮らし滞在などの取り組みを進めるとともに、関係課、関係機関が連携し、移住へ向けた支援に取り組みます。

また、移住を希望する方に住まいの確保へ向けた情報提供を行うとともに、空き家の住宅改修助成など補助制度の充実を図ります。

② 地域間交流の促進

他地域住民に、生活の場としての本市の魅力を知ってもらう絶好の機会である、観光やスポーツ、自転車、文化・芸術活動などによる交流事業を推進します。

また、地域間のつながりの促進として、中山間地域においては、移動手段の確保は住み慣れた地域で生活を続けていくうえで重要な事項であるため、移動手段のない高齢者が、生活基盤となる商業施設や病院、生活支援の小地域拠点へ移動するための手段を確保することで、地域での暮らしを守っていきます。

③ 人材育成

地元の産業後継者や就業希望者だけでなく、都市部からの移住者など全国から担い手となる人を受け入れるため、関係機関と連携しながら研修や支援を系統的に行うことで、担い手・後継者の確保を図ります。

また、地域コミュニティ各組織の組織改革や自主的な再編を促進することで、次世代が加入し、積極的に活動を展開できるよう人材の確保に取り組みます。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 移住・定住・<br>地域間交流の<br>促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>移住・定住 | 移住フェアへの参加 | 宿毛市 | |
| | | 移住相談員の配置 | 宿毛市 | |
| | | オーダーメイド型移住体験ツアー | 宿毛市 | |
| | | ふるさとワーキングホリデー事業 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成制度 | 宿毛市 | |
| | | 子育て世帯家賃補助事業 | 宿毛市 | |
| | | 空き家活用補助事業 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛東団地住宅支援事業 | 宿毛市 | |
| | | 奨学金返還助成事業 | 宿毛市 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、必要な事業を実施します。

# 3. 産業の振興

## (1) 現況と問題点

### ① 農業

本市の農業は、米作を中心に畜産や、オクラ、ブロッコリーなどの露地野菜、小ネギ、ミョウガ、イチゴなどの施設野菜、文旦、小夏などの果樹が主要作物となっています。

農業は、食料の生産と安定供給という基本的な役割に加え、地元商工業への波及、国土の保全、食育、ふれあいの場の提供など多面的な機能を担っており、担い手・後継者を確保し、高品質の農産物を効率的に安定生産できるよう振興を図る必要があります。

土地利用型農業は、担い手の高齢化、後継者不足が進む中で、意欲ある担い手に農地利用を集積し、地域の営農体制を確保していくとともに、高齢者が体力に応じて可能な範囲で営農を継続できるよう支援していく必要があります。

一方、施設園芸、特産果樹、畜産は、一定の設備投資が必要であるものの、本市の恵まれた気候条件や市場価格の上昇により、収益性の高い産地としての地位を確立していくことも可能であり、「イチゴ・柑橘成長プロジェクト」など加工・販売戦略を含む体系的な施策を推進し、経営を支援していく必要があります。

### ② 林業

森林が担う役割としては、木材などの林産物の生産以外に、災害を防ぐ国土保全、水源の涵養、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能の発揮に貢献しており、住民生活と深く結びついています。

本市の森林面積は市全体の約 84%を占めており、全国でも有数の森林面積を有していますが、木材価格の長期低迷等による採算性の悪化や、林業従事者の担い手不足等により、手入れ不足の森林が増えており、林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

### ③ 水産業

豊後水道に面した宿毛湾は「魚のゆりかご・天然の養殖場」と言われるほど魚種が豊富です。沖の島周辺地域でのまき網漁業と、太平洋側を含む海域での定置網漁業などの沿岸漁業が主となっています。また、湾内静穏な海域は絶好の養殖漁場で、ブリ、マダイ、カンパチ、シマアジの養殖が盛んに行われており、宿毛湾の養殖業生産量は高知県内生産量全体の 60%以上を占めています。

しかし、漁業を取り巻く環境は厳しく、急激な人口減少、少子高齢化等の影響もあり、漁業就業者の減少、高齢化が顕著となっており、担い手の育成・確保が急務となっています。

近年は、すくも湾漁協、藻津漁協で水産資源の保全・管理や、水揚げ作業の効率化、流通・販売の強化、鮮度を維持した水産物の高付加価値化への取り組みにより、宿毛産水産物は信頼できるブランドとして市場で高い評価を得ているため、引き続き生産基盤の維持・向上と機能強化を図り、適切な資源管理のもと、高品質な漁獲物を安定的に出荷し、魅力のある水産業とすることで、担い手の育成・確保に務めることが必要です。

④ 商工業

本市の商工業の現状は、小規模事業者が大多数を占めており、小売業・飲食業を中心とした商業については、消費者の購買形態の変化や高齢化による後継者不足等の影響により、事業者数及び就業者数の減少が続いており、空き店舗の増加が顕著となっています。

また、近年の新型コロナウイルス感染拡大の影響は非常に大きく、各事業者の経営の立て直しが必要となっております。

工業においては、製造出荷額の多くを占める高知西南中核工業団地及び宿毛湾港工業流通団地の立地企業がけん引しているものの、新たな企業進出や起業が少なく、人口減少による地域経済の縮小など経営環境の変化への対応が課題となっています。

⑤ 観光

本市は四国周遊の観光ルート上にあり、釣り、マリンスポーツなどで多くの観光客が訪れていますが、観光資源の知名度が低く、長く滞在できるメニューが少ない等、観光消費に結びつく施設が少ないという現状があります。

沖の島・鵜来島の離島観光など、国立公園の豊かな自然を生かした観光や、宿毛まちのえき林邸、お遍路などの歴史を生かした観光を振興するとともに、自転車の活用やダムツーリズムなど、新たな切り口での観光の普及を図ることが求められています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延による移動自粛により、地域の観光業は大きな打撃を受けており、観光需要の再生を図る必要があります。

## (2) その対策

① 農業

◆ 担い手の育成・確保

地元の農業後継者のみならず、都市部などからの新規就農希望者を含め、農業技術や経営管理の実地研修や起業時の農地・ハウス等の貸付などを系統的に行い、担い手・後継者の確保を図ります。

◆ 営農体制の強化

意欲ある担い手が経営規模を拡大し、協業等による効率化が図れるよう、農地の利

用集積を進めるとともに、機械の共同利用や、農作業の受委託の拡大、集落営農の組織化、営農組織の法人化などを促進していきます。

◆ 生産基盤の整備

優良農地を確保し、作業の効率化と生産の安定を図るため、土地、農業施設など基盤の整備を促進するとともに、安定した水資源の確保を図るため、ため池や用排水路の改修や長寿命化等を推進します。

◆ 高品質な農産物の安定生産の促進

消費者ニーズに対応した優良な品種、優れた生産管理技術の導入の奨励、集出荷体制の強化、加工品の開発・販売など、高品質な農産物の効率的な安定生産によるブランド化・販路拡大を図る施策を推進していきます。

② 林業

◆ 森林整備

森林環境譲与税を活用し、経営管理が行われていない未整備森林の調査を行い、森林区画ごとに、経営に適したものとそうでないものを選定し、林業経営の集積・集約化と公益的機能の保全を図っていきます。

◆ 担い手の育成・確保

森林環境譲与税を活用し、若者の就業促進のための研修に対する助成等を行うとともに、自伐型林家の育成のため、すくも森林塾を継続して実施し、担い手確保に努めていきます。

◆ 木材の利用促進

木質バイオマスの資源としての積極的な利用の促進などを通じ、木材の幅広い利活用を推進していきます。

◆ 有害対策

イノシシ・シカ・サル等の鳥獣による農林産物への被害が深刻化しており、有効な被害防止・捕獲対策の手段の検討を行うとともに、捕獲した有害獣の処分方法について活用化も含めた検討を行っていきます。

③ 水産業

◆ 担い手の育成・確保

地元での就業希望者だけでなく、都市部からの移住者など全国から漁師を志す人を受け入れるため、高知県漁業就業支援センターや地元漁協と連携し、漁業経験なしでも就業・定着できるよう技術や知識についての効率的な研修が受けられる体制を整え、担い手の育成・確保に努めていきます。

◆ 経営基盤の強化

地元漁協と連携しながら、制度融資のあっせんなど漁業従事者、水産加工業者の支援や、漁港の改修・整備、漁港への高性能の魚体選別機の導入、製氷・貯水施設の整備による作業等の効率化に加え、鮮度を維持した水産物の高付加価値の取り組みによ

り生産性・収益性の向上を図り、漁業経営基盤の強化に努めていきます。

◆ 資源管理型漁業の推進

漁業経営の安定化に向けて、サンゴ礁や藻場の保全活動を促進するとともに、漁業者や企業、研究機関等と連携し、限りある資源を将来にわたって有効的に利用するため、つくり育てる資源管理型漁業を推進していきます。

◆ ブランド化・6 次産業化の促進

漁業の付加価値を高め、所得向上を図るため、生産から流通販売までの一層の鮮度保持と高度衛生管理を図るとともに、高品質で魅力ある加工品の開発、販路の拡大・開拓などを進め、ブランド力の強化と 6 次産業化につなげていきます。

④ 商工業

本市の商工業の活性化のためには、個々の中小企業者による新たな販売ルートの開拓や新業態の開発など、経営革新に向けた努力が必要であるものの、ほとんどが従業員数の少ない小規模企業者であり、また、近年の新型コロナウイルス感染症拡大による打撃が大きいため、自助による経営努力だけでは難しい側面があります。

そのため、行政機関とともに商工会議所や金融機関などの関係機関と連携し、その経営の安定化や強化を図ることが必要であり、商店街の振興のために必要な共同利用施設の整備をはじめ、経営革新に取り組む中小企業者に対し、セミナー開催・各種補助事業、事業承継支援窓口の設置・情報提供等により、積極的な支援を行います。

また、新産業の創出については、雇用の確保や拡大にもつながるため積極的に企業誘致や企業立地を進めるとともに、地域資源を活用した地場産業の活性化のため大都市圏での販売支援や展示会・商談会への出展支援、意欲ある中小企業者の創業や新たな産業創出を高知県や関係機関と連携しながら支援していきます。

⑤ 観光又はレクリエーション

本市の観光に携わる市民・事業者が、新型コロナウイルス感染症による消費低迷を打開し、安定した集客が図れるよう、本市の観光情報を SNS 等の活用により、情報発信の強化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の観光関連事業者への支援などを通じて、観光の再生を図ります。

また、咸陽島公園など周辺施設を活用した滞在型観光の拠点機能の充実に努めるとともに、宿毛まちのえき林邸を拠点とした観光・交流事業、道の駅「すくもサニーサイドパーク」や新たな道の駅の整備構想の検討、サイクルフレンドリー店舗の登録促進などにより、市外から誘客できる観光・交流拠点の整備・充実を図り、交流人口の拡大を目指します。さらに、観光協会など関係団体と連携しながら、産業祭や街歩きツアー、釣り、スポーツなどの既存イベントの磨き上げを図るとともに、咸陽島公園や出井甌穴をはじめとする自然を満喫できる自転車観光やダムツーリズムなど、新たな切り口での観光需要の創出を図り、観光客が本市の多様な観光メニューを楽しみ、宿泊を伴う長期滞在できる仕組みづくりを進めます。

加えて、公園等のレクリエーション施設についても、老朽箇所の改修等を行い、環境の充実を図ります。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 2 産業の振興 | (1)基盤整備 | | | |
| | 林業 | 緊急間伐総合支援事業 | 小規模林家 | |
| | | 森林整備地域活動支援交付金事業 | 宿毛市森林組合・林業事業体 | |
| | | 森林資源再生支援事業 | 宿毛市森林組合・林業事業体 | |
| | | 宿毛市原木増産推進事業 | 小規模林家 | |
| | | 森林・山村多面的機能発揮対策事業 | 小規模林家 | |
| | | 宿毛市小規模林業総合支援事業 | 小規模林家 | |
| | | 有害鳥獣緊急対策事業 | 狩猟者 | |
| | | 高性能林業機械等整備事業費補助金 | 宿毛市森林組合 | |
| | 水産業 | 水産業総合支援事業 | すくも湾漁業協同組合・藻津漁業協同組合 | |
| | | 水産加工施設等整備事業 | 水産加工業者・すくも湾漁業協同組合・藻津漁業協同組合 | |
| | | 種子島周辺漁業対策事業 | すくも湾漁業協同組合・藻津漁業協同組合 | |
| | (2)漁港施設 | 漁港維持改修工事 | 宿毛市 | |
| | | 県営漁港事業負担金 | 高知県 | |
| | | 水産物供給基盤機能保全事業 | 宿毛市 | |
| | (3)経営近代化施設 | | | |
| | 農業 | 園芸用ハウス整備事業 | 施設園芸農家 | |
| | | 園芸ハウス長寿命化等支援事業 | 施設園芸農家 | |
| | | こうち農業確立総合支援事業 | JA高知県・認定農業者・農業者団体 | |
| | | 燃料タンク対策事業 | JA高知県 | |
| | (4)地場産業の振興 | | | |
| | 加工施設 | 四万十市新食肉センター整備費負担金 | 四万十食肉公社 | |
| | (7)商業 | | | |
| | その他 | 市道水道線街灯整備事業 | 宿毛市 | |
| | | 桜町沖須賀線整備事業 | 宿毛市 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 2　産業の振興 | (9)観光又はレクリエーション | 道の駅建設事業 | 宿毛市 | |
| | | 荒瀬山森林公園環境整備事業 | 宿毛市 | |
| | | 公園施設等整備事業 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛市農村環境改善センター改修事業 | 宿毛市 | |
| | (10)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | 担い手支援事業 | 研修生・受入農家・農業公社 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業 | 集落協定組織 | |
| | | 中山間地域等直接支払交付金事業 | 集落協定組織 | |
| | | 直七高付加価値化計画事業 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛産品PR事業 | 宿毛市 | |
| | | ふるさとレストラン返礼品開発事業 | 宿毛市 | |
| | | 特産品等販売事業 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛市林業研修支援事業 | 研修生・受入機関 | |
| | | 森林資源活用人材育成事業 | 宿毛市 | |
| | | 有害鳥獣捕獲事業 | 宿毛市 | |
| | | 漁船導入支援事業 | 高知県漁業就業支援センター | |
| | | 漁業就業支援事業 | 高知県漁業就業支援センター | |
| | 商工業・第6次産業化 | 特定創業支援等事業 | 宿毛市 | |
| | | 大型共同作業場施設利用 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛市販路拡大支援事業 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛地場産品出展事業 | 宿毛市 | |
| | | キッチンカー等導入支援事業 | 宿毛市 | |
| | 観光 | 国民宿舎椰子管理運営 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛まちのえき林邸管理運営 | 宿毛市 | |
| | | すくもサニーサイドパーク管理運営 | 宿毛市 | |
| | その他 | 宿毛市産業祭実行委員会補助事業 | 宿毛市産業祭実行委員会 | |
| | (11)その他 | 内水面漁業振興対策事業 | 松田川漁業協同組合 | |
| | | 漁業災害対策資金利子補給 | 高知県信用漁業協同組合連合会 | |
| | | 水産多面的機能発揮対策事業 | 高知県環境生態系保全対策地域協議会 | |
| | | 定置網漁業における高鮮度処理ブランドタグ導入事業 | すくも湾漁業協同組合・藻津漁業協同組合 | |
| | | 沿岸漁業等経営育成資金利子補給 | 高知県信用漁業協同組合連合会 | |
| | | 県営港湾事業負担金 | 高知県 | |

## (4) 産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 宿毛市全域 | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 | |

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)その対策、(3)計画のとおり。

また、周辺市町村及び高知県と連携した広域的な取り組みについても推進していきます。

## (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「産業の振興」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、必要な事業を実施します。

# 4. 地域における情報化

## (1) 現況と問題点

本市では、平成 21 年度に市内全域（一部地域を除く）に光ファイバー網等を整備したことによる地上テレビ放送のデジタル化に伴う難視聴対策の実施や、高速ブロードバンドサービスを提供できる環境の構築により、都市部とのデジタルディバイドは一定解消がされましたが、地理的条件により未だ携帯電波の不感地域や光ファイバー網が整備されていない地域が存在するため、当該地域への整備や代替案の検討が必要です。

また、現在整備している光ファイバー網等については、整備より 10 年以上が経過し老朽化していることから、維持管理や更改、民間移行について検討する必要があります。

住民サービスにおける情報化については、災害対策・産業振興・福祉・医療・介護・教育等各分野において、国から示される計画等に沿ってマイナンバーカードの普及促進やデジタル技術の導入等を進めていますが、人的リソース不足や知識不足等で十分な対応や迅速な対応が行えていない等の課題があります。今後、少子高齢化が更に進行することが想定されており、更なるデジタル化が求められることから、最先端の情報技術に対応できる人材の確保、育成が必要です。

加えて、住民サービスのデジタル化が進み、スマートフォン等のデバイスでサービス提供を行えるよう環境を構築しても、高齢者等がデバイスを使いこなせず、デジタル化の恩恵を受けることができないことも危惧されることから、高齢者のデジタルディバイド解消に向けての取り組みが必要です。

## (2) その対策

◆ 携帯不感地域対策

国に対し携帯電波の不感地域について報告を行い、整備要望を実施します。

◆ 情報通信基盤の維持管理

民間移行等も考慮したうえで、光ファイバー網等の維持更新を図ります。

◆ デジタル化人材の育成・確保

デジタル化にかかる専門的知識をもったアドバイザーの採用や、職員のデジタル教育を実施し、人材の確保と育成を図っていきます。

◆ 高齢者のデジタルディバイド対策

スマホ教室等を実施することにより高齢者のデジタルディバイド解消を図ります。

◆ 行政手続きのオンライン化

デジタル技術の導入等により、市民サービスの向上を図るとともに、行政事務の効率化を図ります。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 3 地域における情報化 | (2)過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>デジタル技術活用 | 行政手続オンライン化<br>対応事業 | 宿毛市 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域における情報化」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、必要な事業を実施します。

# 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

## (1) 現況と問題点

### ① 交通施設の整備(道路)

道路は、国土や地域の資源を有効に活用し、住民の安全・安心な生活や活力のみなぎる地域社会を実現するための重要な社会基盤施設です。また、本市のある四国西南地域は、発生確率が高まる南海トラフ地震発生時には唯一の幹線道路である一般国道 56 号の寸断が懸念されていること及び平常時の観光、産業の振興など地域を活性化させる四国横断自動車道　宿毛内海道路について、早期整備の促進が必要です。

また、市道は市内全域で 778 路線、総延長は 382km となっており、国道や県道、市街地及び集落を結び生活基盤となる市道の役割は非常に大きなものとなっていますが、未改良の箇所も多く、狭隘箇所、浸水対策による道路の嵩上げや排水施設の改良、落石対策、老朽化に伴う舗装の修繕や橋梁の計画的な老朽化対策が求められており、既存の道路施設の維持管理についても大きな課題となっています。

### ② 交通手段の確保

◆ 鉄道

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が運行しています。市内には、特急列車も停車する宿毛駅と平田駅のほか、東宿毛駅、工業団地駅の計 4 箇所の駅がありますが、宿毛駅以外の 3 駅は無人駅となっています。また、令和 3 年の利用者数は平成 14 年の約 28%まで減少するなど、4 駅の合計利用者数は減少傾向にあり、自治体からの補助金がなくては運営できない状況となっています。

◆ バス

民間の路線バスと、市が運営するコミュニティバス・スクールバスが運行しています。

路線バスは、高知西南交通 4 路線と宇和島自動車の 1 路線が運行しており、高知西南交通の宿毛線と小才角線、宇和島自動車の宇和島宿毛線は地域間の幹線的な位置づけにあります。しかし、鉄道と同様に、利用者の減少により自治体からの補助金がなくては運営できない状況となっています。

コミュニティバスは、本市における公共交通空白地区の解消と、独自の移動手段を持たない人への移動機会創出による市民の生きがいづくりを主たる目的として、平成 29 年 10 月より運行しており、市内各方面の郊外区間と市街地を、毎週月曜日から金曜日、曜日別に路線を定めて運行しています。一部の路線では、路線端部にあたる人口の少ない地区で予約運行方式にて運行しています。

スクールバスについては、橋上地区、栄喜地区、沖の島地区の路線について一般混乗が認められており、各地域における移動手段として活用されています。

沖の島においては沖の島循環バスとして運行が行われており、毎週月曜日から金曜日に運行しています。朝と夕方の一部はスクールバスとして運行しているため、平日のみの運行となっていますが、島内に他の交通機関がないため、5 月から 8 月の観光客の多い期間には土・日・祝日も運行を行っています。

◆ 定期船

有人離島の沖の島、鵜来島については市営定期船が 1 日 2 便運航しており、島民にとっては唯一の生活航路となっています。しかし、年ごとに過疎化が進み、沖の島住民の利用はますます減少しており、毎年多額の欠損金が発生し、国・県の補助を受けながらの運航となっています。

## (2) その対策

### ① 交通施設の整備(道路)

四国横断自動車道 宿毛内海道路の早期整備について、近隣市町村や関係機関と連携しながら早期整備実現に向けて活動を行っていきます。

また、県道宿毛津島線をはじめとする県道の改良に向けて活動を行っていきます。

市道については、狭隘箇所や危険箇所・道路構造物の補修・改良を行い、交通事故が起こりにくく、災害に対し強靭な環境の確保を図っていきます。

既存の道路、橋梁、トンネルについて、令和元年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画による計画的な道路橋の整備・管理及びトンネルの点検、修繕・更新を行い、既存施設の延命化を図ります。

### ② 交通手段の確保

鉄道、路線バスともに本市と他地域をつなぐ路線であり、住民だけでなく、観光客等の市外の方にとっても重要な公共交通となっています。また、コミュニティバスについても、運行開始以降多くの方に活用していただいており、住民の生活にとってなくてはならないものとなっています。

公共交通を確保することは、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるうえで必要不可欠であることから、地域公共交通計画を策定し、本市に合った持続可能な地域旅客運送サービスを検討しながら、公共交通の維持・確保に努めます。

市営定期船については、沖の島、鵜来島への唯一の公共交通手段であり、人だけでなく島内で使われる燃料や郵便、その他生活物資などすべてのものを輸送していることから、廃止することはできない航路です。今後も、観光客の誘致やイベントの開催など、島外からの人の動きを作ることで、収入の確保に努めながら航路の維持に努めます。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | 市道新田1号線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道片島西町線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道新田錦線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道大島北線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道小筑紫大海線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道ヒノ谷線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道大島北線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道ヤイト川線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道山田線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道正和二ノ宮線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道桜町沖須賀線(改良) | 宿毛市 | |
| | | 市道改良工事<br>(排水施設・落石対策・<br>現道拡幅・冠水対策等) | 宿毛市 | |
| | | 市道維持工事<br>(道路構造物・舗装補修等<br>維持管理修繕) | 宿毛市 | |
| | | 県営事業負担金(県道改良事業) | 高知県 | |
| | | 県営事業負担金<br>(急傾斜地崩壊対策事業) | 高知県 | |
| | | 市道交通安全施設整備工事 | 宿毛市 | |
| | 橋りょう | 栄喜下橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 小向川橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 荒瀬橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 田村橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 一の橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 長尾橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 久礼乃川橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 沖須賀2号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 石ヶ尾橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 高津橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 沢田橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 姉山橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 湊浦伊与津2号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 野地橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 川の内橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 中ヶ市橋橋梁補修 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 4　交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1)市町村道 | | | |
| | 橋りょう | 鹿島2号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 宇須々木2号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 泡立橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 志沢2号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 靴抜橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 日平3号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 中坂本橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 日平4号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 尾ノ花橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 大地小久保橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 新沢田橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 平田大橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 篠川橋（下り）橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 草木薮橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 奥奈路橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 観音寺橋(天神)橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 向山橋1橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 下坂本橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 仁井田橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 日平湖面橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 篠川橋（上り）橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 井堰橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 正和2号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 南郷3号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 地蔵橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 白皇橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 中央2号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 無名橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 小浜橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 高須の川橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 母島4号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 坂本橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 渕田橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 片島西町線1号橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 篠南橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 六谷橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 楠畑橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | | 呼崎橋橋梁補修 | 宿毛市 | |
| | (5)鉄道施設等 | | | |
| | 鉄道施設 | 鉄道施設総合安全対策事業<br>（ハード分） | 土佐くろしお<br>鉄道株式会社 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 4　交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (6)自動車等 | | | |
| | 自動車 | 地域路線バス車両購入事業 | 高知西南交通<br>株式会社 | |
| | | コミュニティバス購入事業 | 宿毛市 | |
| | (9)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | | | |
| | 公共交通 | 鉄道経営助成事業 | 宿毛市 | |
| | | 鉄道施設総合安全対策事業<br>（ソフト分） | 土佐くろしお<br>鉄道株式会社 | |
| | | 生活バス路線運行維持事業 | 高知西南交通<br>株式会社・<br>宇和島自動車<br>株式会社 | |
| | | 路線運行バス運営事業 | 高知西南交通<br>株式会社 | |
| | | コミュニティバス運行事業 | 宿毛市 | |
| | | 定期船運航事業 | 宿毛市 | |
| | 交通施設維持 | 橋梁点検・長寿命化修繕計画 | 宿毛市 | |
| | | トンネル点検・長寿命化修繕計画 | 宿毛市 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら必要な事業を実施し、社会基盤の安定が確保できるよう努めていきます。

# 6. 生活環境の整備

## (1) 現況と問題点

### ① 環境保全

本市においては、令和 3 年 4 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を発出し、政府が目標とする 2050 年までのカーボンニュートラル実現をさらに 10 年早めた 2040 年までの実現を目指しています。そのため、自然環境や地域資源を最大限活用するにあたって持続可能性を意識した取り組みが必要となってくることから、市全体として SDGs の考え方を共通認識として持つ必要があります。

近年では、市民の環境保全に対する意識が芽生え、ごみ回収のボランティア活動や公共の場所への花の植え込み等を行うボランティア活動が活発化していますが、依然として不法投棄が後を絶たないという見過ごせない現状があります。

### ② 水道

本市の水道事業は昭和 10 年に開始され、現在、上水道 1 事業、簡易水道 2 事業、飲料水供給施設の 3 事業を運営し、令和 3 年度末での水道普及率は 99%を超え、市民のほとんどが水道利用者となっています。

今後は、市内全域の水源施設・配管施設の老朽化、漏水対策、南海トラフ地震対策が喫緊の課題です。また、平成元年度の水道料金改定以来、これまで経営面で健全な水道事業運営を堅持してきたものの、人口減少に伴い水道使用量も減少傾向にあり、料金収入は年々減少していることなどから、今後は厳しい経営状況を余儀なくされており、老朽化等による施設改修や整備も見据え、水道料金改定の検討が必要です。

今後、一層の効率的で健全な運営とともに、安全で安定した飲料水の供給という水道行政に課せられた責務を果たすためには、堅実な経営計画のもとで、着実に進行する施設の老朽化や近い将来発生することが予想される南海トラフ地震等への対応が現在の最重要課題となっています。

### ③ 生活排水処理

市内の一部地域において、生活排水及びし尿処理を公共下水道・集落排水で行っており、公共下水道については宿毛クリーンセンター、農業集落排水については二ノ宮クリーンセンター、漁業集落排水については大海クリーンセンターでそれぞれ終末処理を行っています。

地域住民の生活環境保全を担う施設として、平成 10 年代前半以降稼働を続けていますが、今後も安全かつ衛生的な処理を継続するうえでは、機器等の定期的な整備、

修繕等の実施と、それに伴うコスト負担といった継続的な課題があるため、公共下水道等の長寿命化計画の策定を行い、ライフサイクルコストの縮減を目指しています。

④ ごみ・し尿処理

本市から排出される廃棄物のうち、可燃ごみ・粗大ごみ・ペットボトルや紙類等については、平成 14 年から四万十市で稼働している幡多クリーンセンターにおいて焼却処理やリサイクルを行っているところですが、稼働から 20 年近く経過し、老朽化が進んでいるため、施設の大規模な改修が必要となっている状態です。

スチール缶・アルミ缶については、収集後、宿毛市不燃物処理施設にて種別に機械分別した後にプレスし、一定量保管した後に全量資源として業者に売却を行っていますが、昭和 57 年に供用開始した施設のため老朽化が進み、しばしば故障し処理が停止することがある状態です。

ビンについては、収集後、宿毛市環境管理センターにて全量資源として業者に引き取りを依頼している状態です。なお、宿毛市環境管理センターについては、一般廃棄物の最終処分場として活用していますが、平成 8 年に供用開始したため、ごみの減量化を含め埋立可能年数というものを意識しなければならない時期にきています。

し尿処理については、幡西衛生処理センターのし尿処理施設にて行っており、処理後の汚泥については、幡多クリーンセンターの助燃剤として活用しています。昭和 57 年に供用開始し、平成 18 年に大規模改修工事を実施していますが、施設の更なる延命化を図るため、再び大規模改修を行う予定としています。

今後の廃棄物処理に関する課題として、野外焼却いわゆる野焼きが挙げられます。地域の環境保全のためには、廃棄物の減量化に加えて野焼きの根絶が望まれます。また、マイクロプラスチックをはじめとする海洋ごみ問題、特に本市では海岸に漂着した養殖用フロートについて、市民や漁業者、漁業組合、高知県と連携した取り組みを行っており、引き続き連携を強化していくことが求められます。

⑤ 斎場施設

宿毛市斎場は、築 30 年を経過し老朽化が進んでいます。火葬炉の一部が修繕不能になるなど、施設の稼働に影響が出ていることから、今後の業務継続を見据えた改修が必要となっています。

⑥ 消防

本市における消防体制は、幡多西部消防組合宿毛消防署（常備消防）と宿毛市消防団（非常備消防）により構成されています。

宿毛消防署は、救急車・ポンプ車・水槽車・工作車など消防車両 9 台と職員 37 名で消防・救急活動、火災予防意識の普及に努めています。

しかしながら、消防車両の更新や防火水槽の老朽化、耐震性問題、消防水利の整

備等に伴う財政負担が課題となっています。

一方、宿毛市消防団は 8 分団で組織し、地域の住民の生命・財産を災害から守り、住民生活の安全を守るという高い防災意識のもと、常備消防と連携して活動しています。

しかしながら、少子高齢化やサラリーマン団員の増加等により、団員の減少や昼間の防災力の低下が大きな問題となっていることから、団員確保に向けた処遇改善や詰所の再編なども進めていくことが今後の課題となっています。

⑦ 防災

南海トラフ地震は、近い将来高い確率での発生が予想されており、地震発生時には甚大な被害が想定されています。

また、台風や集中豪雨による洪水・土砂災害は近年増加傾向にあり、災害時には経済的・社会的・文化的損失の恐れがあります。

地震や津波による犠牲者をゼロとし、風水害、土砂災害から市民の生命と財産を守るため、自然災害に対して具体的な対策を検討し早期に実現するとともに、地域における防災力を強化し、自助・共助・公助が一丸となった防災・減災対策を推進していく必要があります。

⑧ 公営住宅

本市の公営住宅の多くは、建築年数の経過による老朽化が進み、維持管理に多額の経費がかかっています。また、構造的に耐震改修が難しく、耐震性に問題のある住宅や津波災害警戒区域に位置している住宅などがあることも課題となっています。そのような住宅のうち、ストック活用手法の選定基準により用途廃止と判断された住宅は、政策空家と位置づけ、現入居者に移転及び転居を促していますが、十分には進んでいません。

## (2) その対策

① 環境保全

地域の美しい自然環境を次世代に残すため、また、環境負荷を軽減すべく脱炭素社会を目指し持続可能な生活を送っていくために、次のとおり対策を実施します。

◆ 環境教育を実践します。
◆ NEC ネッツエスアイ(株)との包括連携協定による SDGs を起点としたゼロカーボン化や、公共施設の防災対策及び再生可能エネルギーを用いた電力供給インフラの整備の検討を行います。
◆ 地域循環共生圏に関する取り組みを進めるため、ローカル SDGs 四国に加入します。

◆ 環境指導員による不法投棄の監視を実践します。

② 水道

水道施設の老朽化に伴い、有収率は年々減少傾向にあり、今後は効果的な漏水調査等により早期改修を行うとともに、既存施設で課題を有する地区等について、経営見通しを立てながら積極的に施設の整備改善に努め、安全で安定した飲料水供給を図ります。

水道事業は、経営面において今後一層厳しくなることが予想されますが、安全・安定・公平などの公益性を追求した事業運営のみならず、生産性・収益性・効率性などの企業性も重視した経営戦略のもとで、事業経営に努めます。

③ 生活排水処理

施設の長寿命化計画及び経営戦略に基づき、設備機器等の適切な保守点検及び計画的な修繕の実施により、施設の適正な管理運営を継続し、環境保全に配慮するとともに、適宜、施設の小型化及び統廃合、下水道使用料の見直しを検討します。

④ ごみ・し尿処理

公衆衛生の根幹ともいえる、ごみ・し尿処理について、今後も継続したサービスが享受できるよう計画的な施設整備に努め、併せて資源ごみのリサイクル率を高め、環境負荷を軽減し、持続可能な生活を送れるよう次のとおり対策を実施します。

◆ 幡多クリーンセンターの計画的な運用及び大規模改修による長寿命化を実施します。
◆ 宿毛市不燃物処理施設の長寿命化もしくは幡多クリーンセンターにおける幡多 6 市町村共同で行うスチール缶・アルミ缶の資源化を実施します。
◆ 小型家電の再資源化によるごみの減量を行います。
◆ 家庭用生ごみ処理機購入補助金によるごみの減量を行います。
◆ 紙ごみリサイクルステーションの活用による紙ごみの再資源化率向上を図ります。
◆ 宿毛市環境管理センターの残余容量の具体化を行います。
◆ 宿毛市環境管理センター施設の補修・長寿命化を図ります。
◆ 沖の島の各ごみ処理施設の適正な維持管理に努めます。
◆ 幡西衛生処理センターの大規模改修による長寿命化を図ります。
◆ 市の広報紙等による野焼き禁止の注意喚起や、市職員や警察の見回りによる野焼きの監視を行います。

⑤ 斎場施設

将来にわたり業務が継続できるよう、適正な維持管理に努めるとともに、必要な改修を

行い、施設の長寿命化を図ります。

⑥ 消防

消防署においては、団塊世代の職員の退職に伴い急激な世代交代が進んだことにより、若手職員の実現場経験の不足という問題が生じた時期がありました。この問題の解消を図るため、全職員を対象として、各分野におけるエキスパートの育成に向けた消火や救助等の小隊訓練を行う計画を立て、人材育成に努めています。

また、老朽化した防火水槽の更新をはじめ、住宅密集地や山間部、火災発生時の消火困難地域等における消防水利の整備など、優先順位をつけながら災害に強いまちづくりにむけた消防施設の充実を図ります。

更に、消防団については、老朽化した消防車両を更新するとともに、団員の確保についても消防団再編計画を策定する中、消防団の処遇改善や消防拠点（詰所）の再編、浸水地域に位置する詰所の高台移転などに取り組みます。

⑦ 防災

地震・津波対策については、避難施設の確保などにより、津波到達時間までに安全な場所に避難することが困難な地域 （津波避難困難地域）の解消を目指すとともに、避難路などの整備や、住宅・公共建築物の耐震化、家具固定の推進、ハザードマップの周知・活用などにより、災害から市民の生命や財産を守るための取り組みを推進していきます。

風水害対策については、台風の大型化や局地的な集中豪雨による風水害などの被害を軽減するため、避難所の整備や、ハザードマップの周知・活用、雨量・水位などの防災情報収集・発信対策などを推進していきます。

土砂災害対策については、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域などを周知するとともに、ハザードマップを周知・活用することにより、市民が危険な箇所を把握し、適切な避難行動に繋げられるよう対策を講じていきます。

また、備蓄物資の整備、自主防災組織の設置促進・活動支援、地域の中心となる人材の育成、避難行動要支援者の避難行動支援のための地域連携体制の構築、災害に対する理解や自助・共助の啓発を推進することにより、地域の防災力を強化していきます。

⑧ 公営住宅

住宅需要に応じた適正な管理と必要な更新・長寿命化を進めるため、宿毛市公営住宅等長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な事業方法を選定し、計画的な維持修繕を実施します。

また、政策空家からの移転についても、引き続き積極的な周知を行います。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5 生活環境の整備 | (1)水道施設 | | | |
| | 上水道 | 水道管路耐震化等推進事業 | 宿毛市 | |
| | 簡易水道 | 簡易水道施設改修事業 | 宿毛市 | |
| | (2)下水処理施設 | | | |
| | 公共下水道 | 宿毛・高砂ポンプ場、宿毛クリーンセンター<br>ストックマネジメント整備工事 | 宿毛市 | |
| | その他 | 宿毛市浄化槽設置整備事業補助金 | 対象者 | |
| | | 漁業集落排水施設漁業集落環境整備事業 | 宿毛市 | |
| | (3)廃棄物処理施設 | | | |
| | ごみ処理施設 | 幡多広域市町村圏事務組合負担金<br>(施設整備費負担金) | 一部事務組合 | |
| | | 生ごみ処理施設改修(弘瀬) | 宿毛市 | |
| | | 環境管理センター長寿命化事業 | 宿毛市 | |
| | し尿処理施設 | 幡多西部消防組合分担金<br>(し尿処理施設大規模改修分) | 一部事務組合 | |
| | | 幡多西部消防組合分担金<br>(し尿処理施設長寿命化分) | 一部事務組合 | |
| | その他 | 一般廃棄物収集運搬用公用車購入事業 | 宿毛市 | |
| | (4)火葬場 | 宿毛市斎場長寿命化事業 | 宿毛市 | |
| | (5)消防施設 | 救急車・水槽車・消防団車両等の<br>消防施設の更新・長寿命化 | 宿毛市 | |
| | | 消防団詰所の再編・高台移転 | 宿毛市 | |
| | (6)公営住宅 | 改良住宅手代岡団地建替え事業 | 宿毛市 | |
| | (7)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 環境 | ごみ処理施設維持管理委託料(母島) | 宿毛市 | |
| | | ごみ処理施設維持管理委託料(弘瀬) | 宿毛市 | |
| | | 塵芥収集運搬業務委託 | 宿毛市 | |
| | | 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業 | 宿毛市 | |
| | | 沖の島地区一般廃棄物海上運搬業務委託 | 宿毛市 | |
| | | 沖の島町塵芥収集運搬業務委託 | 宿毛市 | |
| | | 環境指導員報償費 | 宿毛市 | |
| | | 使用済み小型電子機器等リサイクル処理委託 | 宿毛市 | |
| | | 漂着フロート処理業務委託 | 宿毛市 | |
| | | 幡多西部消防組合分担金<br>(し尿処理施設運営分) | 一部事務組合 | |
| | | 幡多広域市町村圏事務組合負担金<br>(施設管理費負担金) | 一部事務組合 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5 生活環境の整備 | (7)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 環境 | 宿毛市斎場管理運営業務委託 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛市環境管理センター業務委託 | 宿毛市 | |
| | 防災・防犯 | 自主防災組織育成強化事業 | 自主防災組織 | |
| | | 木造住宅耐震化事業 | 対象者 | |
| | | ブロック塀等耐震対策事業 | 対象者 | |
| | | 防災拠点建築物耐震化事業 | 自主防災組織 | |
| | | 消防署と消防団の連携による自主防災組織・住民を交えた「地域防災研修会」の開催及び自助・共助・公助の協力・連携体制の構築 | 宿毛市 | |
| | (8)その他 | 避難道・避難場所整備事業 | 宿毛市 | |
| | | 備蓄食糧整備事業 | 宿毛市 | |
| | | 防災倉庫・拠点施設備蓄品整備事業 | 宿毛市 | |
| | | 避難誘導灯整備事業 | 宿毛市 | |
| | | 避難誘導看板整備事業 | 宿毛市 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「生活環境の整備」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、公営住宅についてはこれらに加えて「宿毛市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、必要な事業を実施します。

# 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

## (1) 現況と問題点

### ① 子育て支援

核家族化や地域のつながりの希薄化、ライフスタイルや女性の働き方の変化等を背景に、子育て世代の求めるニーズは多様化・複雑化しています。

子育て世代が安心して子育てができ、すべての子どもが健やかに成長できるよう、多機関の連携による妊娠期からの切れ目ない支援が必要です。

### ② 地域福祉

本市では、介護予防・生活支援の仕組みづくり、生活困窮者に対する自立支援、南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策など、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域の実現を目指してきました。

しかしながら、少子高齢化・核家族化の更なる進行や、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどを背景に、地域住民のつながりはますます希薄化しています。また、価値観の多様化や経済的な格差の拡大なども重なり、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりなど、福祉制度の狭間でサービスにつながらない人の問題が顕著化するなど、本市においても地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、家庭や地域における扶助機能が低下しています。

このように、市民や地域社会が抱える課題の複合化・複雑化に伴い、これまでのいわゆる公的福祉サービスによる取り組みでは対応が困難になりつつあるため、改めて地域での支え合いや地域コミュニティの重要性が問われています。

### ③ 高齢者支援

本市が実施した人口将来推計では、総人口の減少及び人口構造の変化が見込まれ、現役世代は減少するものの、後期高齢者人口は(令和 11 年まで)増加傾向にあることから、介護と医療への多様なニーズは今後ますます増大するものと予測されます。更には、核家族化に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加などの問題が深刻化し、地域における見守り体制の強化も重要となっています。

本市においては、宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画に基づき、介護予防や介護保険事業にかかる施策を進め、たとえ高齢者等が支援や介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことを可能としていくために、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進しています。

この地域包括ケアシステムを深化・推進し、在宅生活を充実させるためには、将来の福祉・介護需要を見据え、国・県・市・関連機関等が協力し、介護人材の確保・育成のための対策を推進する必要があります。

加えて、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を重点に据え、地域づくりや就労等を通じた社会参加を多方面から支援するとともに、高齢者が健康で活力のある生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりに合った介護予防に関する施策の充実を図る必要があります。

④ 障害者福祉

障害者（児）は、心身の障害や社会的障壁により、様々な制限を受けながら生活しており、障害者総合支援法による障害福祉サービスなどにより、障害者（児）の自己決定に基づく主体的な生活を支援し、多様な社会参加を促進していくことが求められています。

障害は、手帳交付制度等により、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などと区分されますが、一人ひとりの部位や程度が様々で、差別・偏見を受けたり、法で定めるサービスの基準外になったりといったことが生じています。障害者差別解消法では、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合に、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を行う「合理的配慮」が義務化されており、障害者（児）支援の様々な局面で推進していくことが求められます。

また、近年、発達障害のある子どもの割合が高まっており、支援の充実が求められています。

⑤ 保健・健康づくり

健康増進には、市民一人ひとりの健康づくりへの関心と地域全体での取り組みが重要であることから、「自分の健康は自分で守る」を基本に、各種健（検）診により健康状態を自覚し、疾病の早期発見・早期対応・重度化防止を図るとともに、適切な食生活、適度な運動及び身体活動、こころの健康に重点を置いた健康づくりの推進に努めています。

特定健康診査や各種がん検診の受診率向上を目指し、積極的に啓発するなど事業を推進し、特定保健指導が必要な方には、利用へつながるよう勧奨に努めていますが、各種健（検）診の受診率は、特に 40 歳から 50 歳代の比較的若い世代の受診率が低く、健康意識の向上に課題があります。

今後は、各種健（検）診の受診率向上への取り組みはもとより、食生活の重要性を認識するための栄養教室や、運動習慣の定着を目的とした各地域で実施する運動教室など様々な既存事業の継続により、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが望ましい生活習慣が実践され、行動変容が継続するような支援と、健康づくり活動に参加しやすい体制整備が必要です。

## (2) その対策

### ① 子育て支援

子育て環境の確保については、「宿毛市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「すくすく健やかに育つ育てるまちづくり」を基本理念に掲げ、次の事業に取り組むことで子育て支援を推進していきます。

◆ 保育環境の整備

本市では、認定こども園においても、親の就労状況等に対応するため 11 時間保育を実施しています。乳児保育についても、7 園（公立 5 園、私立 1 園、認定こども園 1 園）において受け入れを実施しています。今後も保護者のニーズを踏まえながら、保育士の確保及び施設の環境整備を図っていきます。

また、子ども一人ひとりの発達や障害に応じ、家庭や専門機関と連携し、きめ細やかな保育の実施を継続できるよう、保育士等の研修の充実に努めます。私立保育園及び認定こども園において障害児を受け入れている場合は、必要な保育士の確保等により柔軟な受け入れ体制を整えられるよう、財政的な支援を行います。

◆ 子育てに関する情報提供と仲間づくりの支援

子育て家庭の孤立化を防ぐため、母子健康手帳交付時や相談・訪問時に、子育てに関する情報を提供していますが、保護者が必要とする情報を選択できるよう、内容の充実を図りながら情報提供していきます。

また、「赤ちゃん広場」や母子保健推進員による「ほっと広場」等により、情報交換の機会の提供と、子育て世代の仲間づくりや交流のための支援を行います。

◆ 教育・保育施設の開放

月に 1 回程度、市内各保育園と認定こども園を開放し、園の見学や、親子で一緒に遊ぶこと、園児との交流ができる機会を提供するとともに、入園に関する相談等個別の相談にも対応していきます。

◆ 子育てに伴う経済的負担の軽減

不妊治療費の助成、妊婦及び乳児の一般健康診査の公費負担、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の各種手当の支給、18 歳年度末までの福祉医療費助成、重度心身障害（児）者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成等、各種医療費の助成を実施します。

また、教育や保育に係る費用についても、就学支援金の支給や奨学金の貸与、0～2 歳児の同時入所における第 2 子の保育料無料化や、副食費の無償化を実施しており、今後も、国の動向等を踏まえながら取り組みを実施していきます。

◆ 子育てを支援する環境の整備

子どもにとって身近で重要な遊び場である公園や児童館等について、施設の見直しや整備を行います。

また、放課後に児童が安全・安心に過ごせる場や、学習とさまざまな体験・交流活動の機会を提供する事業として、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に取り組みます。

◆ 子育てに関する相談機能の充実

妊娠、出産、子育てに関する不安や悩みを早期に軽減・解消できるよう、子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）や保育所、認定こども園、地域子育て支援センター、健康推進課（子育て世代包括支援センター）、学校、教育研究所、青少年育成センター等の関係機関が子どもや子育て、教育等に関する相談機能の充実を図り、相談に対応しており、今後も、関係機関が連携しながら、子どもの所属や年齢が変わっても切れ目なく相談につながることができるよう、支援を充実させていきます。

◆ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応のために、関係機関が連携し妊娠中からの切れ目ない支援を実施します。

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭総合支援拠点を中心に、保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関のネットワーク体制を強化し、相談及び支援体制の充実に努めます。

② 地域福祉

国においては、制度や分野の垣根を越えて、地域住民が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の中で住民同士が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会の実現を目指しており、本市においても、地域住民の抱える様々な課題に対応するため、地域の支え合いや多機関・多職種が横断的に連携することのできる包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を推進していきます。

「ふれ愛・励まし愛・助け愛　築こう福祉のまち　すくも」を本市の基本理念として掲げ、その実現に向け、次の 3 つの項目について推進していきます。

◆ 地域福祉の担い手の育成

地域福祉を推進するためには、住民が主体となり、相互に連携を図りながら、地域課題の解決に取り組む仕組みづくりが必要です。住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、ボランティア活動や地域活動に参加するなど、自分ができることを行うことで住民自身が地域福祉の担い手となるよう、人材育成に努めます。

◆ 支え合う地域づくりの推進

住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域の行事や活動に参加するなど、日頃から顔見知りの関係を築いておくことが重要です。また、南海トラフ地震や近年頻発している自然災害に備え、避難行動に支援を要する方への見守りや声かけなど、住民同士が支え合い、助け合うことができる地域づくりを推進していきます。

◆ 安心して暮らせる体制の整備

住民が抱える生活課題が複合化・複雑化する中で、従来の分野ごとに区切られた公的福祉サービスでは、対応が難しくなっています。支援を必要とする人に適切なサービスや支援が届けられるよう、誰もが気軽に相談できる総合的な相談支援体制を構築するとともに、住民の抱える様々な課題を解決するために地域の支え合いや多機関・多職種による包括的なチームケアを推進していきます。

③ 高齢者支援

介護を必要とする人が、公平な負担のもと、良質な介護サービスが受けられるよう、必要な基盤整備やサービスの質の向上を図り、介護給付費の適正化に努めるほか、介護人材の定着を促し、離職を防ぐため、介護従事者や事業所等への効果的な支援を行うことで、健全かつ安定した事業運営を推進します。

また、地域の健康課題を分析して効果的に取り組む「介護予防と保健事業との一体的実施」に向けて関係機関との連携を強化していくとともに、すべての高齢者を対象に、高齢者自らが生活機能の維持改善に取り組めるよう、介護予防自主グループへリハビリテーション専門職が関わり、各地域に住民主体の介護予防を通じた集いの場が広がるよう推進します。通所型サービスCでは、短期間で心身機能の改善に取り組み、サービス終了後はセルフケアや日常生活行為、地域の活動へ参加をするなど、地域とのつながりを持ちながら、できるだけ要介護状態にならないように機能を維持していくことを目指していきます。

就労においては、高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かし、働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいを得ていく機会を確保することを目的とし、地域の通いの場の充実や支え合い活動の促進を図っていきます。

④ 障害者福祉

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる社会を築き、住民一人ひとりが障害や障害のある人について正しい理解と認識を持つことが大切です。また、障害のある人が日常生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できる生活環境や雇用機会を創出していくことも重要です。障害の有無にかかわらず、ともに助け合い支え合える地域社会の実現をめざす「ノーマライゼーションの実現」を基本理念とし、次の3つの基本目標を掲げ、基本理念の実現に向け、障害のある人の自立を支えるまちづくりを目指します。

◆ お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支え合って生きていく共生社会の実現に向けて取り組みを進める必要があります。そのために、障害に関する理解の普及や交流を促進するとともに、地域に住む様々な人びとが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、すべての住民が安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、外出しやすい環境・生活空間のバリアフリー化や災害・緊急時をはじめ生活における安心・安全の確保に取り組みます。

◆ 日々の暮らしを支える支援体制づくり

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相談支援体制の充実に取り組みます。また、障害の有無にかかわらず、すべての人が健やかで活力ある暮らしが実現できるよう、保健・医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。さらに、障害福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進めます。

◆ 自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人が個性と能力を発揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるようにする必要があります。障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが一人の人間として成長し、自立と社会参加を果たせるよう、持てる個性と能力を伸ばし、可能性を引き出す、ライフステージ間での切れ目のない療育・発達支援、教育の充実を図ります。また、障害のある人の社会的・経済的自立と、多様な働き方のニーズに対応できるよう、雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを進めます。

⑤ 保健・健康づくり

市民が生涯健康で生活するため、次のとおり事業を実施することで、「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識の高揚を図り、各ライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、疾病予防体制の強化及び保健・医療・介護・福祉が連携した支援システムを構築します。

◆ 妊娠期から子育て期を通して切れ目ない支援を行い、次代を担う子どもたちの生涯を通じた健康づくりを推進します。
◆ 各ライフステージに応じた調理実習や講話により、食を通した健康づくりの普及・啓発を行い、食育を推進します。
◆ 運動効果と生活習慣病予防について啓発を行い、運動習慣の定着を支援します。
◆ こころの健康について、正しい知識の普及・啓発と相談窓口の周知を行うとともに、地域の関係機関とのネットワーク強化を推進します。
◆ 健康に関する情報提供や学習機会の拡充を図るとともに、各種団体等との連携を

強化しながら、健康づくりを推進します。

- ◆ 各年代に応じた各種健（検）診と保健指導を行い、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図ります。
- ◆ 定期的・計画的に予防接種を行うとともに、感染症予防のための情報提供及び周知に努め、市民の健康を守ります。
- ◆ 健康に関する知識の普及・啓発のために専門的な知識を持つ人材の確保と起用を促進します。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の | (1)児童福祉施設 | | | |
| 確保、高齢者等の | 保育所 | 私立保育園等南海トラフ地震<br>対策事業 | 特定教育・<br>保育施設 | |
| 保健及び福祉の | | 保育所等施設整備事業 | 宿毛市 | |
| 向上及び増進 | 児童館 | 施設整備 | 宿毛市 | |
| | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | 福祉医療費助成 | 宿毛市 | |
| | | 養育医療費助成 | 宿毛市 | |
| | | ひとり親家庭医療費助成 | 宿毛市 | |
| | | 児童手当給付 | 宿毛市 | |
| | | 児童扶養手当給付 | 宿毛市 | |
| | | 子育て短期支援事業 | 宿毛市 | |
| | | 地域子育て支援拠点事業 | 宿毛市 | |
| | | 児童福祉法による児童入所<br>措置事業 | 宿毛市 | |
| | | 児童の安全確認等のための<br>体制強化事業 | 宿毛市 | |
| | | 保育園・認定こども園運営<br>支援事業 | 宿毛市・特定<br>教育・保育施設 | |
| | | 多子世帯保育料軽減事業 | 宿毛市 | |
| | | 副食費無償化事業 | 宿毛市 | |
| | | 家庭支援推進保育事業 | 宿毛市 | |
| | | 保育士等研修事業 | 宿毛市 | |
| | | 認可外保育施設支援事業 | 宿毛市 | |
| | 高齢者・ | 離島介護サービス支援事業 | 宿毛市 | |
| | 障害者福祉 | 介護人材定着支援事業 | 宿毛市 | |
| | | 介護予防・生活支援サービス事業 | 宿毛市 | |
| | | 一般介護予防事業 | 宿毛市 | |
| | | 家族介護支援事業 | 宿毛市 | |
| | | 成年後見制度利用支援事業 | 宿毛市 | |
| | | 包括的支援事業 | 宿毛市 | |
| | | 生きがい大学さくら学園事業 | 宿毛市 | |
| | | 地域老人クラブ活動事業 | 宿毛市 | |
| | | 地域元気クラブ活動事業 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の<br>確保、高齢者等の<br>保健及び福祉の<br>向上及び増進 | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>高齢者・<br>障害者福祉 | シルバー人材センター運営補助事業 | 宿毛市 | |
| | | 食の自立支援事業 | 宿毛市 | |
| | | あったかふれあいセンター事業 | 宿毛市 | |
| | | 健康サロン施設運営事業 | 宿毛市 | |
| | | しあわせ長寿祝金支給事業 | 宿毛市 | |
| | | 市営定期船運賃割引補助事業 | 宿毛市 | |
| | | 住宅等改造支援事業 | 宿毛市 | |
| | | 福祉電話設置事業 | 宿毛市 | |
| | | 養護老人ホーム入所措置事業 | 宿毛市 | |
| | | 障害児・者自立支援給付 | 宿毛市 | |
| | | 地域生活支援事業 | 宿毛市 | |
| | | じん臓機能障害者通院費助成事業 | 宿毛市 | |
| | | 重度心身障害児・者医療 | 宿毛市 | |
| | | 特別障害者等手当 | 宿毛市 | |
| | 健康づくり | 特定健康診査・健康診査事業 | 宿毛市 | |
| | | 特定保健指導 | 宿毛市 | |
| | | 健診結果報告会・健診結果説明会/<br>要精密・要医療判定者受診勧奨 | 宿毛市 | |
| | | 糖尿病性腎症重症化予防事業 | 宿毛市 | |
| | | 栄養教室 | 宿毛市 | |
| | | 運動教室・健康フェス | 宿毛市 | |
| | | 食生活推進事業 | 宿毛市・<br>宿毛市食生活<br>改善推進<br>協議会 | |
| | | がん検診事業 | 宿毛市 | |
| | | 結核検診 | 宿毛市 | |
| | | 各種予防接種事業 | 宿毛市 | |
| | | 母子健康手帳交付 | 宿毛市 | |
| | | 乳幼児健康診査 | 宿毛市 | |
| | | パパママスクール | 宿毛市 | |
| | | 離乳食講習会 | 宿毛市 | |
| | | 子育て講演会 | 宿毛市 | |
| | | 赤ちゃん広場・相談 | 宿毛市 | |
| | | 乳幼児全戸訪問事業 | 宿毛市 | |
| | | 養育支援訪問事業 | 宿毛市 | |
| | | すくすくカフェ | 宿毛市 | |
| | | 産前産後サポート事業 | 宿毛市 | |
| | | 産後ケア事業 | 宿毛市 | |
| | | 自殺対策事業 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の<br>確保、高齢者等の<br>保健及び福祉の<br>向上及び増進 | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>その他 | 母子保健推進協議会事業 | 宿毛市 | |
| | | 不妊治療費等助成事業 | 宿毛市 | |
| | | 戦没者遺族等援護関係事業 | 宿毛市 | |
| | | 社会福祉法人運営補助金 | 宿毛市 | |
| | | 民生児童委員協議会補助金 | 宿毛市 | |
| | | 被災世帯救護関係事業 | 宿毛市 | |
| | (9)その他 | あったかふれあいセンター施設整備事業(旧庁舎改修) | 宿毛市 | |
| | | 中央デイケアセンター改修事業 | 宿毛市 | |
| | | 社会福祉施設整備費補助金 | 宿毛市社会福祉協議会 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、必要な事業を実施します。

# 8. 医療の確保

## (1) 現況と問題点

本市における医療施設は、令和 4 年 3 月末現在で、病院 5 施設、一般診療所 12 施設、歯科診療所 12 施設が開設されており、一般診療所数は全国平均を下回る一方で、医師数や病床数は全国平均以上の体制を備えた医療圏域の状況にあります。

中でも、高知県立幡多けんみん病院は、幡多地域の救急医療・急性期医療を担う中核病院であり、医療の高度化や医師の偏在が進む県内において、医療資源の集中している県都周辺地域から遠い幡多地域の医療を支える重要な存在です。

地域医療の確保を図るうえでは、高知県立幡多けんみん病院における幡多保健医療圏内の医療施設への医師の派遣をはじめ、中核病院としての機能が維持されるよう、地域に必要な医療体制を整備するとともに、それぞれの機関の連携と機能分担を促進し、地域完結型の医療体制が求められています。

また、本市は高知県唯一の有人離島（沖の島及び鵜来島）を有しており、沖の島には沖の島へき地診療所及び沖の島へき地診療所弘瀬出張所があるものの、平成 26 年度以降は常勤医師が不在となり、へき地医療拠点病院や市内の民間病院からの医師派遣による非常勤体制での診療となっています。鵜来島については、無医地区として高知県立幡多けんみん病院による月 1 回の無医地区巡回診療が行われている状況にあります。

このように、常勤医師が不在の離島は、天候により医師の派遣が中止となることも多く、受診機会が限られているうえに、島外への救急搬送にも長時間を要するなど医療提供体制が脆弱な地域といえます。

さらに、島しょ部以外においても、山間部や海岸線に集落が点在している反面、医療施設は市街地に集中していることから、身近なかかりつけ医の不足や医療施設までの移動手段の確保など、市内全域における医療提供体制に大きな課題があります。

## (2) その対策

市民に対して必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために、医療従事者の体制確保や施設整備に努め、住み慣れた地域ですべての市民がいつでも安心して医療サービスが受けられる環境の実現を目指し、次のとおり対策を実施します。

- ◆ 医療機関におけるデジタル化を推進するとともに、医療介護情報連携システムなどの医療資源の有効活用により連携を強化し、医療提供体制の質の向上を図ります。
- ◆ 大規模災害に備えた医療提供体制の整備を図ります。
- ◆ 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の安定した運営と医療費の適正化を図ります。
- ◆ 安心・安全な医療体制確保のための継続的な機器設備の更新及び施設整備の充

実を図ります。

◆ かかりつけ医の普及・定着を促進するとともに、在宅医療を促進します。
◆ 医療従事者の確保に取り組むとともに、現状の派遣体制を堅持します。
◆ 患者の搬送体制の維持・確保に取り組むとともに、移動手段の確保など医療へのアクセス向上を図ります。
◆ 医療費無料化や治療費に対する助成事業など、市民生活の安定を図ります。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 7 医療の確保 | (1)診療施設 | | | |
| | 診療所 | 医療機器整備事業 | 宿毛市 | |
| | (3)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 自治体病院 | へき地診療所運営事業 | 宿毛市 | |
| | | 診療所医師派遣事業 | 宿毛市 | |
| | その他 | 患者輸送車(艇)運行事業 | 宿毛市 | |
| | | 医療費無料事業 | 宿毛市 | |
| | | 不妊治療費等助成事業 | 宿毛市 | |
| | | ひとり親家庭医療費補助 | 宿毛市 | |
| | | 各種予防接種 | 宿毛市 | |
| | | 無医地区対策タクシー利用助成事業 | 宿毛市 | |
| | | 医療提供体制確保事業 | 宿毛市 | |
| | | 医療のデジタル化推進事業 | 宿毛市 | |
| | | 医療介護人材確保事業 | 宿毛市 | |
| | | 医療介護情報連携ネットワーク体制確保事業 | 宿毛市 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「医療の確保」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、必要な事業を実施します。

# 9. 教育の振興

## (1) 現況と問題点

### ① 人権の尊重

本市では、すべての人の人権が尊重される明るい社会の実現を目指して平成 11 年 4 月に「宿毛市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、市民すべてが一人の人間として尊重される、平和で潤いのある人権尊重の社会づくりを目指して取り組んできました。

しかしながら企業での差別発言も発生しており、市民一人ひとりが正しい認識を培って、他人事ではない自分自身の問題として人権課題に向き合うことができるよう、研修や啓発の継続的取り組みが必要と考えられます。

### ② 男女共同参画の推進

平成 15 年度に「すくも男女共同参画プラン」を策定し、男女の人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

しかし女性の社会参画は進みつつあるものの、子育てや介護において女性にかかる負担はいまだ重く、夫やパートナーからの暴力である DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシャルハラスメント等、女性に対する人権侵害も存在しています。女性の人権が保障され、あらゆる分野に男性とともに参画していくために、家庭や職場、地域において様々な差別の原因について学習し、社会の対等な構成員として男女がともに意識と行動を変えていくことが重要で、そのための機会を作っていく必要があります。

### ③ スポーツの振興

本市では、スポーツに関する講座・教室、イベントの開催・開催支援や、指導者の育成、さらには体育協会、総合型スポーツクラブ「スポレクすくも」、スポーツ少年団など組織・団体への支援を通じて、総合的なスポーツ振興を図るとともに、自転車、レスリングの普及やスポーツ合宿・大会の誘致など、地域の特性を生かした取り組みにも力を入れています。しかしながら、若年層の減少、趣味の多様化、子どもの運動機会の減少などから、スポーツに関する様々なニーズに対応し、年齢や運動能力等を問わず、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

また、屋内外を問わず体育施設・設備・備品が老朽化しています。これらの施設・設備の改修、備品の更新には多大な費用が必要となりますが、今後も市民の生涯学習に対する多様なニーズに対応していくためには、計画的な改修等が必要です。

④ 学校教育

本市では、「21 世紀を心豊かに生き抜くことのできる子どもの育成」を基本として、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことを目指して学校教育の充実に取り組んでいます。

学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」の三つの力をバランスよく育み、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力の保障と豊かな人間性の向上に取り組みます。

さらに、情報化やグローバル化をはじめ、絶え間ない技術革新など常に変化を続ける社会の中で、GIGA スクール構想の推進を継続し情報活用能力の向上や子どもの「夢」や「志」を育みかなえる力を育成するキャリア教育の育成に努めるとともに、依然として多く見られる不登校傾向の児童・生徒の対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員や支援員等が協力して、児童・生徒はもとより保護者に対する支援も継続して取り組む必要があります。

そのような中、本市は急激な少子高齢化や過疎化の進行などにより、平成 29 年度には児童数 970 人、生徒数 454 人であった児童生徒数が、令和 4 年度には児童数 850 人、生徒数 416 人と、5 年間で 10%を超える減少となっています。この間、「宿毛市小中学校再編計画」に基づき小学校 1 校の統合を実施し、令和 3 年度には小学校 8 校、中学校 6 校となりました。令和 6 年度には、小中学校各 1 校が統合の予定となっています。

また、現在の学校給食センターについては、大規模災害発生時の浸水による機能停止が懸念されるとともに、施設や備品等の老朽化対策も課題となっています。

⑤ 生涯学習

生涯学習については、少子高齢化、国際化、高度情報化などの社会情勢を背景に、市民の価値観やライフスタイルが変化しており、多様なニーズに対応した総合的な学習機会の充実が求められています。

また、これまで培ってきた地域における人と人とのつながりは、人口減少が進む中で希薄化傾向が見られ、加えて、家族形態の変容とともに、子どもを取り巻く環境も大きく変わり、地域の教育力の低下が指摘されています。

図書館については、施設の老朽化による雨漏りが発生しており、早急な修繕が必要です。また、読書離れや新型コロナウイルスの流行により来館者数が大幅に減少しています。令和 3 年度の来館者数は若干持ち直してきたものの、コロナ以前の状況と比較するとまだまだ回復には程遠い結果となっています。

公民館については、生涯学習の拠点となる宿毛文教センターでは、様々な施設で各種取り組みがなされています。中央公民館においては、主催事業として宿毛市美術展覧会・宿毛市市民講座・子どもフェスティバルすくも（夏祭り）といった各種催しを開催し、社会教育の充実に努めています。

また、様々なサークル活動の拠点として重要な役割を担っており、各サークルに対す

る支援を行い、生涯学習の文化育成に努めています。

各主催事業やサークル活動を担っている方々の高齢化が進み、支援者・活動者の負担が大きくなってきています。また、構成人員の減少により、活動が下火になりつつあります。

歴史館については、学校教育との連携、社会教育の振興が主眼になります。コロナ禍により、近年リアル開催が困難でしたが、些少ながらもリモートを活用して継続してきました。宿毛は明治時代以降、日本内外で実績を残した人材を多く輩出した地域ですが、その中で27人をピックアップした冊子「日本を築いた宿毛の人びと」を基礎資料として活用しながら、隣接する歴史観光施設「宿毛まちのえき林邸」などの周辺史跡も関連させて、輩出の地域的な背景と、先人の功罪を交えた実績からその志を伝えることを目指しています。

一方、県内博物館・図書館で構成される「高知ミュージアムネットワーク」に長年参画する中で、企画展の開催、情報交換、各種講座への講師派遣などの連携を深めています。また、市民団体の育成につきましても、コロナ禍で制約が多かったものの、可能な範囲で活動を継続しました。

歴史博物館の醍醐味は、実資料や現地、生の筆致や言葉を、実際に見たり感じたりしながら、連綿と続く地域性から未来への展望を各々が抱くことができることですが、コロナ禍により、学校の社会科見学、市民歴史講座、企画展示などが大幅に実施できなくなっています。関連して長期間、直接受講者を前に声を発して説明する機会が少なかったため、再開しようとしても、一定期間の訓練が必要になっています。

## (2) その対策

### ① 人権の尊重

行政と市民が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場など様々な場において人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、差別問題を正しく認識できる学習の機会を提供し、問題意識と差別に正面から向き合える人材を育成します。

### ② 男女共同参画の推進

個性を尊重し、男女が思いやりをもって相互に協力する地域社会づくりを進めるため、男女共同参画に関する講演、講座など学習の機会を提供します。

また、政策や方針の立案及び決定の場への女性の積極的な参画を促すための教育、啓発活動を充実させます。

③ スポーツの振興

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層がスポーツに対して多様に参加できるよう、初心者にも気軽に参加できる教室・イベントの開催などに努めるとともに、各種自主グループの積極的な活動展開を促進します。また、講習会や研修会を通して、指導者の育成に努めます。

スポーツ施設については、適正な維持管理を図るとともに、予防保全の視点に立ち、長寿命化・更新を進めます。また、各種スポーツ人口の増加を図っていくために、新たな施設・設備・備品の導入も行っていきます。

学生や社会人、プロ選手等の様々なスポーツの合宿・練習、大会等を積極的に誘致し、スポーツの振興を図ることで、スポーツによる交流の輪を広げ、地域振興・まちづくりにつなげていきます。

④ 学校教育

今後の児童生徒推計においても、令和 9 年度の児童数 615 人、生徒数 391 人と、5 年で約 15%の減少が見込まれます。

学校により児童生徒数が大きく異なる状況が続く中、それぞれの学校や地域の実態に即して、特性を活かしながら教育環境の充実を目指す必要があります。

「宿毛市教育振興基本計画」及び「教育行政方針」に定める以下の重点目標・施策について取り組むとともに、今後発生するとされる南海トラフ地震に備え、老朽化が懸念される各施設についての改修等に努め、令和 3 年度に実施した西地区の小中学校の移転適地調査を受けた適地の検討を進めていきます。統合による通学にかかる負担が生じる場合には、スクールバスの運行や遠距離通学にかかる補助金等を活用する等の対策を検討していくこととします。

また、建物・調理設備ともに老朽化が著しい給食センターにつきましては、令和 4 年度に新たな整備計画が進められています。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要であり、「食育」は心身の成長及び人格形成に大きな影響を及ぼします。大規模災害発生時にも早期に稼働再開し、かつ被災者支援の拠点としても機能するよう、高台に移転するとともに備品整備等に取り組みます。この新たな給食センターの整備により、これまで以上に多様でおいしい給食を提供し、学校における食育の推進に努めます。

【重点目標・施策の項目】

(1)知について
ア キャリア教育の推進
イ 基礎学力の定着と学力の向上
ウ 教職員の資質、指導力の向上
エ 国際理解教育の推進
オ 特別支援教育の充実
カ 情報教育の推進
キ 小中一貫教育の推進

(2)徳について
ア 不登校、いじめ問題、児童虐待等の早期解決
イ 豊かな心を育む道徳教育の推進
ウ 人権教育の推進
エ 読書教育の推進
オ 環境教育の推進
カ 防災教育の推進
キ 学校・家庭・地域の連携強化
ク 安全・安心対策の推進

(3)体について
ア 体力の向上
イ 食育の推進

(4)学校給食について
ア 衛生管理の徹底
イ 適切な栄養の摂取による健康増進
ウ 食育の推進
エ 地産地消の推進

⑤ 生涯学習

課題を解決し、生きがいと潤いのある人生を過ごすことができるよう、宿毛文教センターを拠点として、地域の方々が気軽に集える機会を提供し、いつでも、どこでも、誰でもが、自発的に学習できる機会を充実させることによって、地域全体の教育力の向上を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重され、子どもたちが健やかに育つ豊かで文化的な地域社会づくりに取り組みます。

旧市庁舎を改修してその一部を集会施設とし、地域住民の学習・交流機会の増加を図ります。

図書館については、雨漏りの大がかりな改修は既に行っているため、こまめな修繕を心がけ、市民の利用に供します。

読書離れを鈍化させるべく、様々な取り組みを行っています。小・中学校や図書館内での読み聞かせ、ブックスタート、大人のための読書会「本をたのしむ会」を開催しています。また、広報に重点を置き、新たにSNSの活用を図り広い世代に興味を向けていただけるよう情報発信に努めています。

また、県内図書館と連携して相互貸借の取り組みを進め、利用促進を図っています。

公民館については、新たな人材の掘り起こし、若年層へのアピールを目指して、サークル活動を行っている方々の協力を得て、初心者対象の絵画教室・写真教室を行うなどの取り組みを進めています。

また、デジタル化の進展に伴い、Wi-Fi環境の整備を進め、その環境を生かしたオンライン講座を行うなど、新たな取り組みも進めています。

何か事業を行いたい方々は必ずいるので、公民館利用者の動向を把握し、様々な提案を行うことで、新たな活動のきっかけにしていくことができるよう、取り組んでいきます。

歴史館については、コロナ禍で各種教育普及事業のリアル開催ができなかった半面、その材料となる各種資料の研究修養や整理を積み上げることができました。それらを有効に学校教育、社会教育に反映できるよう、スタッフの回復も含めた資質向上、機器の拡充が必要になっています。また、せっかく取得したリモートによる教育振興の形態も、今後リアル開催とセットで提供できるよう、対策を講じたいと考えます。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 8 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | 小学校施設改修工事 | 宿毛市 | |
| | | 中学校施設改修工事 | 宿毛市 | |
| | | 西地域小中学校整備事業 | 宿毛市 | |
| | 屋内運動場 | 小学校屋内運動場改修工事 | 宿毛市 | |
| | | 中学校屋内運動場改修工事 | 宿毛市 | |
| | | 西地域小中学校整備事業 | 宿毛市 | |
| | 屋外運動場 | 西地域小中学校整備事業 | 宿毛市 | |
| | 水泳プール | 西地域小中学校整備事業 | 宿毛市 | |
| | 教職員住宅 | 沖の島教職員住宅改修工事 | 宿毛市 | |
| | スクールバス・ボート | スクールバス整備事業 | 宿毛市 | |
| | 給食施設 | 宿毛市給食センター移転新築工事 | 宿毛市 | |
| | (3)集会施設、体育施設等 | | | |
| | 公民館 | 中央公民館多目的ホールの改修 | 宿毛市 | |
| | 集会施設 | 小筑紫教育集会所維持修繕事業 | 宿毛市 | |
| | | 山奈小学校放課後児童クラブ<br>維持修繕事業 | 宿毛市 | |
| | | 施設整備事業（旧庁舎改修） | 宿毛市 | |
| | 体育施設 | 体育施設改修工事 | 宿毛市 | |
| | | 体育施設修繕工事 | 宿毛市 | |
| | | 体育施設整備工事 | 宿毛市 | |
| | | 体育設備改修工事 | 宿毛市 | |
| | | 体育設備修繕工事 | 宿毛市 | |
| | | 体育設備整備工事 | 宿毛市 | |
| | | 体育備品更新 | 宿毛市 | |
| | | 体育備品修繕 | 宿毛市 | |
| | | 体育備品整備 | 宿毛市 | |
| | 図書館 | 坂本図書館システム更新 | 宿毛市 | |
| | その他 | 宿毛歴史館機器増設 | 宿毛市 | |
| | | 隣保館改修事業 | 宿毛市 | |
| | (4)過疎地域持続的発展<br>特別事業 | | | |
| | 義務教育 | 小中学校児童生徒送迎委託事業 | 宿毛市 | |
| | | 遠距離通学児童生徒通学費補助金 | 宿毛市 | |
| | | ICT環境整備事業 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 8　教育の振興 | (4)過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>生涯学習・スポーツ | NPO法人宿毛市体育協会補助事業 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛マラソン実行委員会補助事業 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛花へんろウォーク等の開催 | 宿毛市 | |
| | | 市長杯各種競技の大会の開催 | 宿毛市 | |
| | | スポーツ大会等開催支援事業 | 宿毛市 | |
| | | スポーツ合宿等推進事業 | 宿毛市 | |
| | | 頑張る選手応援隊 | 宿毛市 | |
| | | レスリング競技を活用した交流人口拡大事業 | 宿毛市 | |
| | | サイクルフェスティバルの実施 | 宿毛市 | |
| | | 宿毛市総合運動公園MTBコース整備事業 | 宿毛市 | |
| | | 放課後子ども教室推進事業 | 宿毛市 | |
| | | 放課後児童クラブ推進事業 | 宿毛市 | |
| | | 梓立祭事業 | 宿毛市 | |
| | | 家庭教育支援基盤形成事業 | 宿毛市 | |
| | | えいご塾「日新館」事業 | 宿毛市 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「教育の振興」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、学校教育についてはこれらに加えて「宿毛市小中学校再編計画」に基づき、必要な事業を実施します。

# 10. 集落の整備

## (1) 現況と問題点

令和 3 年度に高知県により実施された集落実態調査は、概ね 50 世帯未満の集落を対象とし、本市では 59 の集落に対して調査が行われました。その結果、人口減少や高齢化のため、地域としての機能が低下し、主要産業が衰退している状況、また集落の今後について、現在より衰退しているであろうと考える人が 7 割を超えるなど、集落を取り巻く厳しい現状が改めて明らかになりました。

その一方で、多くの方が集落への愛着や誇りを感じ、8 割近くの方が今の集落にこれからも住み続けたいと答えるなど、それぞれの集落に対する変わらない思いなどを再認識することもできました。

また、集落の活性化のために必要とする取り組みや、今後取り組みたいことの回答として、移住者の受け入れに関することや近隣集落との連携を挙げる方が多くいました。

これらの結果を踏まえ、住民の方がそれぞれの集落で暮らし続けることができるよう、集落を維持するために、高知県とも連携し、様々な課題の解決に向けて取り組む必要があります。

## (2) その対策

各集落における自治会等の地域コミュニティ組織が、各地域の状況に応じて、地域福祉や自主防災、環境保全などの活動を計画的に行い、生活課題の改善・解決につなげていくことや、伝統行事の継承及び地域の活性化を図る新たな事業等の実施を積極的に支援し、次世代が加入して積極的に活動を展開できるよう、各組織の組織改革や自主的な再編等を促進していきます。

また、移動手段の確保は、住み慣れた地域で生活を続けていくうえで大きな課題の一つです。移動手段のない高齢者が、生活基盤となる商業施設や病院、生活支援の小地域拠点へ移動するための手段を確保することで、地域での暮らしを守っていきます。

## (3) 計画

事業計画(令和 4 年度～7 年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>集落整備 | 集落活動センター事業<br>コミュニティ助成事業<br>コミュニティバス運行事業<br>沖の島循環バス事業 | 宿毛市<br>宿毛市<br>宿毛市<br>宿毛市 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「集落の整備」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、必要な事業を実施します

# 11. 地域文化の振興等

## (1) 現況と問題点

歴史館では資料の収集、整理、それらの関連情報収集を含めた研究、保存、公開が一連となって地域文化の振興につながると考えています。また、博物館運営とともに文化財行政を担っているため、民俗、天然記念物も含めた有形・無形の文化財にかかる地域文化にも携わっています。

現状の歴史館スペース内における展示、収蔵、研修設備については、平成 28 年度から実施された「高知県幕末維新博」の中で改修を完了し、令和 2 年度に雨漏り対策、展示室空調は令和 3 年度に刷新しています。なお、民具については統廃合になった旧小学校内に仮置きしています。

このような博物館の諸業務でも「高知ミュージアムネットワーク」との連携は有効に機能しており、その互助により県内博物館の一定水準と比肩し得る運営ができていると考えています。

ただ、最近、学校資料、戦争資料など、急激に問い合わせが多くなった種類の資料もあり、特にコロナ禍による「巣ごもり」からくる、自宅や実家の整理から生じる資料に関する連絡にも迅速に対応する必要が出てきています。それに伴い、その関連業務も考慮し直さなければ応答できない事例も発生しており、スタッフの多彩な専門性の育成と、長年収蔵を進めていた民具をはじめ、多様性を増して一方的に肥大する資料の収蔵庫の収容能力にも、課題が生じています。

## (2) その対策

多様性を増す資料収集から求められる対応力を養うべく、スタッフの専門的知識・技能の習得増進、それに不可欠な他の博物館との連携強化と、収蔵庫の館外を含めた拡大、増設および公開・発信の形態を検討することで対策を図りたいと考えています。

## (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域文化の振興等」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、必要な事業を実施します。

# 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

## (1) 現況と問題点

持続的な発展という観点から再生可能エネルギーの重要度は高まっており、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入拡大など、地方自治体においてもエネルギー転換・脱炭素化の実現に向けた取り組みが急務となっています。

## (2) その対策

再生可能エネルギー等の利用や、公共施設において、再生可能エネルギー等の導入を検討していく中、本市では令和 3 年度に 2040 年までに脱炭素化を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、その実現に取り組んでいます。

## (3) 計画

事業計画（令和 4 年度～7 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br>再生可能エネルギー利用 | 地域脱炭素実現に向けた宿毛市公共施設への再生可能エネルギー設備導入計画策定業務 | 宿毛市 | |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」における公共施設等の管理については、「宿毛市公共施設等総合管理計画」で定める維持管理の実施方針及び施設類型ごとの基本方針との整合性を図りながら、必要な事業を実施します。

事業計画（令和 4 年度～令和 7 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 移住・定住・<br>地域間交流の<br>促進、人材育成 | (4)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>移住・定住 | **移住フェアへの参加**<br>東京、大阪などで開催される移住フェアに参加することで、直接移住希望者等に情報発信し、移住に向けた支援に取り組む。 | 宿毛市 | |
| | | **移住相談員の配置**<br>移住希望者からの相談にきめ細かく対応するため、移住相談員を配置する。 | 宿毛市 | |
| | | **オーダーメイド型移住体験ツアー**<br>実施日や行き先など、できるだけ参加者の希望に沿った個別プランを作成し、現地を案内する。 | 宿毛市 | |
| | | **ふるさとワーキングホリデー事業**<br>県外の大学生などの若者が市内の事業所に一定期間（2週間～1ヵ月程度）就業し、仕事・暮らし体験を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成制度**<br>移住希望者が市内で住居や仕事などを具体的に探す場合の滞在費を助成する。 | 宿毛市 | |
| | | **子育て世帯家賃補助事業**<br>移住を目的として転入する子育て世帯の負担軽減を図り、子育て世代の本市への移住定住を促進し、人口増加と地域の活性化を図るため、子育て世帯の家賃を補助する。 | 宿毛市 | |
| | | **空き家活用補助事業**<br>宿毛市への移住及び定住を促進することを目的に、移住者又は移住者へ空き家を貸そうとする所有者が居住のために行う空き家改修費について、その費用の一部を補助する。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛東団地住宅支援事業**<br>移住世帯を支援するため、宿毛東団地の分譲地を購入し住宅を建築する方に補助金を交付する。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1　移住・定住・<br>地域間交流の<br>促進、人材育成 | (4)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>移住・定住 | **奨学金返還助成事業**<br>市外へ転出した若年層のUターンの促進及び定住の支援を図るため、大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返還する者に対し宿毛市Uターン促進奨学金返還支援助成金を交付する。 | 宿毛市 | |
| 2　産業の振興 | (10)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>第1次産業 | **担い手支援事業**<br>新規就農者に対する就農前から営農開始に至るまでの実践研修を促進することにより、新規就農者の確保及び育成を図る。 | 研修生・<br>受入農家・<br>農業公社 | |
| | | **多面的機能支払交付金事業**<br>農地の耕作放棄の発生防止や多面的機能の発揮、農業用施設の長寿命化等を図るため、農業者、非農業者が共同して活動を行う組織を支援し、農業生産活動の推進を図る。 | 集落協定<br>組織 | |
| | | **中山間地域等直接支払交付金事業**<br>中山間地域等において、農業生産活動を継続しながら耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、共同で行う農業生産活動等を支援し、耕作放棄地の防止を図る。 | 集落協定<br>組織 | |
| | | **直七高付加価値化計画事業**<br>直七及びその加工品の販売拡大、ブランド力の向上並びに生産振興を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛産品PR事業**<br>協定締結業者や今後協定を考えている業者等、また、市内飲食業者に対し、市から特産品を提供することで、各種食材フェア等を実施もしくは継続していただき、市内及び全国に本市の特産品のPRを図るとともに、地産外商・地産地消を促進する。 | 宿毛市 | |
| | | **ふるさとレストラン返礼品開発事業**<br>宿毛市の食材を使用したオリジナルコース料理を考案し、来店型ふるさと納税返礼品を開発する。 | 宿毛市 | |
| | | **特産品等販売事業**<br>宿毛市内の中小企業者等の県外における販路開拓を支援することを目的として、展示会等に出展する中小企業者等を支援する。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛市林業研修支援事業**<br>新た林業を始めたい方を対象に、林業事業体で研修するための支援を行い、担い手の確保及び育成を図る。 | 研修生・<br>受入機関 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 2　産業の振興 | (10)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>第1次産業 | **森林資源活用人材育成事業**<br>小規模林業で必要となる、チェーンソー、小型機械、間伐、作業道開設等の研修を開催し、小規模林家の育成、普及を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **有害鳥獣捕獲事業**<br>鳥獣による農作物被害防止のため、猟期外にイノシシ、シカなどの有害鳥獣を捕獲した狩猟者に対して、補償金の支払いを行う。 | 宿毛市 | |
| | | **漁船導入支援事業**<br>「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者が行う水産業の競争力強化に関する取組を実践するため、一般社団法人高知県漁業就業支援センターが行う漁船リース事業に必要な漁船の導入に要する経費について支援する。 | 高知県<br>漁業就業<br>支援センター | |
| | | **漁業就業支援事業**<br>漁業生産量の維持及び増大並びに優秀な担い手の確保及び育成を図るため、漁業就業者の積極的な掘り起こしをはじめ、技術習得に向けた研修等の実施、就労後のフォローアップまでを一貫して支援する。 | 高知県<br>漁業就業<br>支援センター | |
| | 商工業・<br>第6次<br>産業化 | **特定創業支援等事業**<br>創業希望者に対し、高知県産学官民連携センターが実施する土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）の受講を推奨し、受講完了者には登録免許税の軽減等、各種特例が受けられる証明書を発行する。 | 宿毛市 | |
| | | **大型共同作業場施設利用**<br>大型共同作業場を縫製業を行う民間事業者に貸すことで、雇用の促進を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛市販路拡大支援事業**<br>市内中小企業者等の県外における販路開拓支援を目的として、展示会、商談会等に出展する事業者に対して旅費、需用費、出展料等の経費を支援する。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛地場産品出展事業**<br>大阪梅田駅前にて日本全国の食材や雑貨を発信している店舗の展示棚を借り、宿毛市推奨品を中心とした産品を恒常的に展示、販売することで、新たな販路開拓と商品のブラッシュアップを図る。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 2　産業の振興 | (10)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>商工業・<br>第6次<br>産業化 | **キッチンカー等導入支援事業**<br>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた宿毛市内の中小企業者が、新しい生活様式に対応したキッチンカー等による飲食の移動販売等を行い、売り上げを確保する取組に対して、経費の一部を補助する。 | 宿毛市 | |
| | 観光 | **国民宿舎椰子管理運営**<br>国民年金保険者及び勤労者等の保健休養と福祉の増進を図り、併せて一般観光客の利用に供するため、宿舎及び休養施設の提供を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛まちのえき林邸管理運営**<br>歴史観光施設、市民の交流拠点施設である林邸の管理運営を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **すくもサニーサイドパーク管理運営**<br>国道321号線沿いに立地する道の駅の管理運営を行う。 | 宿毛市 | |
| | その他 | **宿毛市産業祭実行委員会補助事業**<br>宿毛市の特産品の販売やその他産業製品の展示、魚のつかみ取りや小夏の個数・重量当て大会等の1次産業に関連した各種イベントなどを行う。 | 宿毛市<br>産業祭<br>実行委員会 | 宿毛のことを知ってもらう機会を創出することで交流人口の増加に寄与するとともに、出店者や来場者の連携によって新商品につながるアイデアや販路開拓するなど、新しい事業発展につながる機会を生み出すものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| 3　地域における<br>情報化 | (2)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>デジタル<br>技術活用 | **行政手続オンライン化対応事業**<br>デジタル技術の導入等により、市民サービスの向上を図るとともに行政事務の効率化を図る。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9)過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通 | **鉄道経営助成事業**<br>事業者が運行する鉄道事業に助成することで、地域住民の交通手段を確保する。 | 宿毛市 | |
| | | **鉄道施設総合安全対策事業（ソフト分）**<br>鉄道事業者が行う鉄道施設及び設備の安全性向上を目的とした鉄道施設総合安全対策事業に要する経費の一部を市が補助することにより、鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応援活動の機能を確保する。 | 土佐くろしお鉄道株式会社 | |
| | | **生活バス路線運行維持事業**<br>過疎現象等による輸送人員の減少等により遂行が困難となっている路線バス事業を営む事業者に対し、生活バス路線の運行に要する経費を補助することにより、住民生活に不可欠な生活バス路線の運行を維持する。 | 高知西南交通株式会社・宇和島自動車株式会社 | |
| | | **路線運行バス運営事業**<br>宿毛市内のみを運行する路線バスを運営するバス事業者に、運営に要する経費を補助することにより、市民の生活のために必要な路線運行バスを維持・確保する。 | 高知西南交通株式会社 | |
| | | **コミュニティバス運行事業**<br>宿毛市コミュニティバスを運行し、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保し、住民福祉の向上を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **定期船運航事業**<br>有人離島である沖の島・鵜来島へ市営定期船を運航し、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保する。 | 宿毛市 | |
| | 交通施設維持 | **橋梁点検・長寿命化修繕計画**<br>社会インフラである橋梁の点検を実施し、効率的な維持管理計画を策定することで戦略的な修繕事業を実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **トンネル点検・長寿命化修繕計画**<br>社会インフラであるトンネルの点検を実施し、効率的な維持管理計画を策定することで戦略的な修繕事業を実施する。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5 生活環境の整備 | (7)過疎地域持続的発展特別事業<br>環境 | **ごみ処理施設維持管理委託料（母島）**<br>母島地区における生ごみ処理施設の運転管理について、業務委託する。 | 宿毛市 | |
| | | **ごみ処理施設維持管理委託料（弘瀬）**<br>弘瀬地区における生ごみ処理施設の運転管理について、業務委託する。 | 宿毛市 | |
| | | **塵芥収集運搬業務委託**<br>宿毛市内の家庭ごみについて、収集運搬を業務委託する。 | 宿毛市 | |
| | | **家庭用生ごみ処理機購入費補助事業**<br>家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進、また市民のごみ減量の意識の向上に繋げるために、家庭用生ごみ処理機購入に対し補助する。 | 宿毛市 | |
| | | **沖の島地区一般廃棄物海上運搬業務委託**<br>沖の島地区におけるし尿汲み取りにかかるバキュームカーの海上運搬について、業務委託する。 | 宿毛市 | |
| | | **沖の島町塵芥収集運搬業務委託**<br>沖の島地区の家庭ごみについて、収集運搬を業務委託する。 | | |
| | | **環境指導員報償費**<br>市内の不法投棄監視パトロールや環境教育等を実施する環境指導員を雇用する。 | 宿毛市 | |
| | | **使用済み小型電子機器等リサイクル処理委託**<br>市内で回収した使用済み小型家電についてリサイクル処理を委託し、再資源化を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **漂着フロート処理業務委託**<br>宿毛市管理漁港に漂着したフロートを処分し、漁港内の環境を整備する。 | 宿毛市 | |
| | | **幡多西部消防組合分担金（し尿処理施設運営分）**<br>広域（宿毛市・大月町・三原村）でのし尿処理のうち、宿毛市内のし尿処理にかかる運営費等についての分担金。 | 一部事務組合 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5 生活環境の整備 | (7)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 環境 | **幡多広域市町村圏事務組合負担金（施設管理費負担金）**<br>広域（宿毛市・四万十市・土佐清水市・大月町・黒潮町・三原村）でのごみ処理のうち、宿毛市内のごみ処理にかかる管理運営費等についての負担金。 | 一部事務組合 | |
| | | **宿毛市斎場管理運営業務委託**<br>宿毛市斎場の管理運営業務について委託する。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛市環境管理センター業務委託**<br>宿毛市環境管理センターの管理運営業務について委託する。 | 宿毛市 | |
| | 防災・防犯 | **自主防災組織育成強化事業**<br>自主防災組織が行う資機材等の整備に対する補助を行うことにより、地域防災力の向上及び自主防災組織の活性化を図る。 | 自主防災組織 | |
| | | **木造住宅耐震化事業**<br>耐震診断の実施や耐震設計・改修に対する補助を行うことにより、防災対策の向上を図る。 | 対象者 | |
| | | **ブロック塀等耐震対策事業**<br>ブロック塀の撤去等に対する補助を行うことにより、防災対策の向上を図る。 | 対象者 | |
| | | **防災拠点建築物耐震化事業**<br>自治会が所要する集会所等の耐震化に対する補助を行うことにより、防災対策の向上を図る。 | 自主防災組織 | |
| | | 消防署と消防団の連携による自主防災組織・住民を交えた「地域防災研修会」の開催及び自助・共助・公助の協力・連携体制の構築 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉 | **福祉医療費助成**<br>18歳年度末までの児童の保険診療医療費自己負担分を全額助成することで、子育て世帯の経済的負担の軽減と児童の保健の向上を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **養育医療費助成**<br>出生時に入院を必要とする乳児が入院治療を受ける場合の治療に要する医療費を助成する。 | 宿毛市 | |
| | | **ひとり親家庭医療費助成**<br>18歳年度末までの児童がいるひとり親家庭の児童とその養育者の、保険診療医療費自己負担分を全額助成することで、経済的負担の軽減を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **児童手当給付**<br>中学校修了前の児童の養育者を対象とし、児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当を支給する。 | 宿毛市 | |
| | | **児童扶養手当給付**<br>18歳年度末（障害児の場合は20歳未満）の児童を監護する養育者に対し、児童扶養手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **子育て短期支援事業**<br>保護者の疾病その他の社会的事由により、児童の養育が一時的に困難な場合並びに経済的事由や暴力により緊急一時的に母子の保護が必要な場合等に、児童福祉施設等において一定期間児童等を養育・保護する。 | 宿毛市 | |
| | | **地域子育て支援拠点事業**<br>子育て親子の交流の場を提供し、交流促進や育児相談、講習会等を実施し、育児期の孤立感や子育ての悩みや不安の解消を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **児童福祉法による児童入所措置事業**<br>配偶者のいない母子であり、監護すべき児童の福祉に欠ける場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設で入所措置できるよう委託する。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の<br>確保、高齢者等の<br>保健及び福祉の<br>向上及び増進 | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>児童福祉 | **児童の安全確認等のための<br>体制強化事業**<br>子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊産婦及び児童に関し、関係機関との連携を強化して必要な支援を実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **保育園・認定こども園運営支援事業**<br>保育環境の充実を図るため、保育施設等の施設整備や改修を行うとともに、私立保育所等に対して各種補助金を活用した運営支援を行う。 | 宿毛市・<br>特定教育・<br>保育施設 | |
| | | **多子世帯保育料軽減事業**<br>一定条件を満たす第3子以降の児童や0～2歳児に2人以上の児童が入所している場合に係る保育料を軽減することにより、子育て世代の負担軽減を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **副食費無償化事業**<br>副食給食費を市が負担し、子育て世代の負担軽減を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **家庭支援推進保育事業**<br>家庭環境等に配慮が必要な児童への家庭訪問や地域連携等を実施し、家庭支援の推進に取り組む。 | 宿毛市 | |
| | | **保育士等研修事業**<br>保育の専門性を深め、資質の向上を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **認可外保育施設支援事業**<br>認可外保育施設への支援を行う。 | 宿毛市 | |
| | 高齢者・<br>障害者福祉 | **離島介護サービス支援事業**<br>沖の島地区において、利用者の居宅を訪問し、介護サービスを提供する事業者に対して市営定期船旅客運賃に相当する額を補助する。 | 宿毛市 | |
| | | **介護人材定着支援事業**<br>新たな介護従事者の就業を促し、その後の定着（現に就業している者を含む）を図るため、資格取得に要した経費への補助や就業お祝い金等の定着支援金を支給する。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>高齢者・障害者福祉 | **介護予防・生活支援サービス事業**<br>要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援する。 | 宿毛市 | |
| | | **一般介護予防事業**<br>65歳以上の全ての高齢者を対象に、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を営むことができるよう支援する。 | 宿毛市 | |
| | | **家族介護支援事業**<br>寝たきりや重度の認知症により介護を要する高齢者を介護している家族に対し、介護用品を給付することにより、家族の経済的負担の軽減を図るとともに高齢者の在宅生活の継続を支援する。 | 宿毛市 | |
| | | **成年後見制度利用支援事業**<br>認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断することが難しい方々の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助が受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申し立ての手続きを行う。その際に、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **包括的支援事業**<br>高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくために、介護予防サービス等の提供を含めた保健・医療・福祉・介護に関する相談及び支援等、地域のマネジメントを総合的に行い、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。 | 宿毛市 | |
| | | **生きがい大学さくら学園事業**<br>活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の知識と教養を更に高めるとともに、社会的活動を助長し、一人ひとりの生きがいと健康づくりを推進し、福祉の向上を図る。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の<br>確保、高齢者等の<br>保健及び福祉の<br>向上及び増進 | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>高齢者・<br>障害者福祉 | **地域老人クラブ活動事業**<br>高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かし、地域における社会奉仕活動等に取り組むことで、生きがいや健康づくりを推進することを目的とする。 | 宿毛市 | |
| | | **地域元気クラブ活動事業**<br>高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かし、地域における生きがい活動に参加することにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ることを目的とする。 | 宿毛市 | |
| | | **シルバー人材センター運営補助事業**<br>高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かし、働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいを得ていく機会を確保することを目的とする。 | 宿毛市 | |
| | | **食の自立支援事業**<br>一人暮らしの高齢者等で調理が困難かつ家族の支援が受けられない方に、栄養のバランスがとれた食事を定期的に提供することにより、住み慣れた地域での生活を支援するとともに、利用者の安否確認することを目的とする。 | 宿毛市 | |
| | | **あったかふれあいセンター事業**<br>子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無を問わず誰もが利用できる支え合いの拠点施設として、「おきのしま」「すくも」を開設しており、日中における居場所づくりや相談支援などを行い、高齢者等の地域での生活を支援することを目的とする。 | 宿毛市 | |
| | | **健康サロン施設運営事業**<br>消毒等管理された健康サロン施設を設置することにより、市民の運動機能低下防止やフレイル予防につなげるとともに、つどいの場として高齢者の社会参加を促す。 | 宿毛市 | |
| | | **しあわせ長寿祝金支給事業**<br>市内に在住する87歳の者及び100歳以上の者にしあわせ長寿祝い金を支給することにより、その長寿を祝福するとともに敬老思想の高揚を図り、老人福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>高齢者・障害者福祉 | **市営定期船運賃割引補助事業**<br>高齢者等の経済的負担を軽減し、老人福祉の増進を図るため、高齢者等に対して宿毛市営定期船の運賃の一部を補助する。 | 宿毛市 | |
| | | **住宅等改造支援事業**<br>段差解消や手すりを設置する等、住宅を安全かつ利便性に優れたものに改修することにより、本人及び介助者の負担を軽減し、高齢者等の在宅生活を支援することを目的とする。 | 宿毛市 | |
| | | **福祉電話設置事業**<br>電話を保有していない一人暮らしの高齢者並びに外出困難な在宅の重度障がい者に対し、福祉電話を設置することにより、孤独感を和らげるとともに安否の確認、緊急連絡の手段の確保等を目的とする。 | 宿毛市 | |
| | | **養護老人ホーム入所措置事業**<br>身体・精神・家庭環境等及び経済状態等の理由により、在宅生活が困難な高齢者に対して、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする。 | 宿毛市 | |
| | | **障害児・者自立支援給付**<br>施設への入所支援、自宅での排せつ介護等の生活支援、一般企業等での就労が困難な方の能力の向上に必要な訓練などの福祉障害サービスを受ける際、それにかかる費用を公費負担することで障害児・者の福祉の増進を図る。加えて、人工透析や心臓バイパス手術など、障害の軽減や機能回復のために必要な医療費の一部を公費負担し、障害児・者の経済的負担の軽減を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **地域生活支援事業**<br>障害のある方が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが可能となるよう、日常生活用具等の給付を行ったり、指定相談事業所へ相談支援業務を委託し、障害者やその家族等からの相談に応じたり、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整を行い、障害児・者の福祉の増進を図る。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の<br>確保、高齢者等の<br>保健及び福祉の<br>向上及び増進 | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>高齢者・<br>障害者福祉 | **じん臓機能障害者通院費助成事業**<br>人工透析患者は週3回ほど通院による人工透析を受けており、通院に係る交通費が高額となることから、通院費の一部を助成することで透析患者の経済的負担の軽減を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **重度心身障害児・者医療**<br>重度心身障害児・者の健康保持と生活の安定を図るため、医療費にかかる保険給付の自己負担分を公費で負担する。 | 宿毛市 | |
| | | **特別障害者等手当**<br>精神または身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を支給し、福祉の増進を図る。 | 宿毛市 | |
| | 健康づくり | **特定健康診査・健康診査事業**<br>生活習慣病やその他の疾患を早期発見し、栄養や運動などの生活改善と適切な治療に結びつけることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **特定保健指導**<br>特定健康診査の結果から、高血糖、高血圧、脂質異常、喫煙習慣等のリスク要因が重なるメタボリックシンドロームを予防・改善するため、生活改善プログラムを実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **健診結果報告会・健診結果説明会/要精密・要医療判定者受診勧奨**<br>特定健康診査で異常のあった者に対して早期に医療機関へつなげ、疾病の重症化を防ぐために実施する。また、後期高齢者には、保健（生活習慣病対策）及び介護予防（フレイル予防等）の知識の普及を行うために実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **糖尿病性腎症重症化予防事業**<br>高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（プログラムⅠ（未治療者、治療中断者）・プログラムⅡ（受療中のうち腎症高リスク者））に沿って、適切な病院受診及び生活習慣を身に付け、糖尿病性腎症による新規人工透析導入を回避するために実施する。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>健康づくり | **栄養教室**<br>脂質と血糖に着目し、正しい食生活を身に付け、生活習慣病予防を図ることを目的に実施する。健診結果で脂質、耐糖能異常と判定された方とその家族に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **運動教室・健康フェス**<br>運動の習慣化により、病気の発症予防を図ることを目的に、運動や健康に関する知識等の普及・啓発を実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **食生活推進事業**<br>バランスのとれた食生活は、健康を維持するうえでとても大切となることから、地域やイベントを通じて減塩や野菜摂取について食生活改善推進員が啓発、支援を実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **がん検診事業**<br>健康な生活を送るためにがん検診の正しい知識の普及啓発を行うとともに、早期発見・早期治療により死亡者の減少を図ることを目的に、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診を実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **結核検診**<br>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の住民に対して実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **各種予防接種事業**<br>予防接種法に基づき、健康と疾病予防を目的に各種予防接種を実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **母子健康手帳交付**<br>母子健康手帳を交付することにより、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康の記録を母子の健康管理に活用し、母子保健の推進を図ることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **乳幼児健康診査**<br>親が児の成長・発達を知り、成長発達に応じた関わり（遊び等）や育児ができること、また異常の早期発見ができることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>健康づくり | **パパママスクール**<br>妊娠中から産後の心身の健康管理の大切さを学ぶ機会とし、安心して出産を迎えることができることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **離乳食講習会**<br>乳幼児の健全な発達・発育のために必要な、離乳食の正しい知識が得られることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **子育て講演会**<br>子どもが健康に育つために、親が子ども(心と体)についての知識を得られることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **赤ちゃん広場・相談**<br>乳幼児を育てる親に、子育ての知識を得る場や親同士交流する場を提供することにより、育児不安の軽減を図り、育児力を高めることができることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **乳幼児全戸訪問事業**<br>生後4ヵ月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、相談に応じ、助言・援助を行うことを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **養育支援訪問事業**<br>養育を支援することが特に必要と認められる妊婦、児童及びその保護者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **すくすくカフェ**<br>おやつの意義や食生活についての正しい知識及び食事のマナーを身に付けることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>健康づくり | **産前産後サポート事業**<br>妊産婦が抱える妊娠、出産又は子育てに関する悩みについて、宿毛市母子保健推進員が家庭訪問等により必要な相談支援を実施することによって、妊産婦の悩み、不安又は家庭若しくは地域での孤立感の解消を図ることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **産後ケア事業**<br>支援が必要な産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児のサポート等きめ細かな支援を行うことにより、産婦が安心して子育てができることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **自殺対策事業**<br>生きることの包括的な支援のため、諸要因の解消に資するための支援と、それを支えかつ促進するための環境の整備を図ることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | その他 | **母子保健推進協議会事業**<br>市が行う母子保健事業の充実を図るほか、地域における母子保健組織活動の育成等を図り、母子保健の向上に寄与することを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **不妊治療費等助成事業**<br>子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、一般不妊治療の経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **戦没者遺族等援護関係事業**<br>県戦没者追悼式への参加や市戦没者追悼式の開催など、戦没者遺族等の援護に関する事業を実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **社会福祉法人運営補助金**<br>利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスを総合的に提供することを支援するため、社会福祉法人に対して補助金を交付し、法人運営の安定を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **民生児童委員協議会補助金**<br>地域社会の福祉増進と民生安定のため、宿毛市民生児童委員協議会に対し、民生委員・児童委員の活動に要する経費に対し補助する。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>その他 | **被災世帯救護関係事業**<br>自然災害の被災世帯に対し、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付を行い、市民の福祉及び生活の安定を図る。 | 宿毛市 | |
| 7 医療の確保 | (3)過疎地域持続的発展特別事業<br>自治体病院 | **へき地診療所運営事業**<br>沖の島の医療を確保するため、沖の島へき地診療所及び沖の島へき地診療所弘瀬出張所の運営を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **診療所医師派遣事業**<br>沖の島へき地診療所及び沖の島へき地診療所弘瀬出張所の医師を確保する。 | 宿毛市 | |
| | その他 | **患者輸送車（艇）運行事業**<br>救急患者が発生した場合に、救急患者輸送用の車両や船舶を借り上げ、搬送を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **医療費無料事業**<br>18歳年度末までの児童の保険診療医療費自己負担分を全額助成することで、子育て世帯の医療受診にかかる経済的負担の軽減を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **不妊治療費等助成事業**<br>子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、一般不妊治療に経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的に実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **ひとり親家庭医療費補助**<br>18歳年度末までの児童がいるひとり親家庭の児童とその養育者の保険診療医療費自己負担分を全額助成することで、医療受診にかかる経済的負担の軽減を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **各種予防接種**<br>予防接種法に基づき各種予防接種を実施することにより、健康と疾病予防の目的で実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **無医地区対策タクシー利用助成事業**<br>無医地区における患者が、病院受診のためタクシー及び福祉タクシーを利用する場合に、料金の一部を助成することで医療受診機会の確保を図る。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 7　医療の確保 | (3)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>その他 | **医療提供体制確保事業**<br>住み慣れた地域で誰もが安心して医療サービスを受けることができる体制の確保を図る。<br><br>**医療のデジタル化推進事業**<br>ICTを活用して医療分野の情報化を図る。<br><br>**医療介護人材確保事業**<br>人材不足によるサービスの低下を防ぐ支援策を実施する。<br><br>**医療介護情報連携ネットワーク体制確保事業**<br>地域において医療介護情報を共有し、質の高い医療提供体制及び地域包括ケアの構築を図る。 | 宿毛市<br><br>宿毛市<br><br>宿毛市<br><br>宿毛市 | |
| 8　教育の振興 | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>義務教育 | **小中学校児童生徒送迎委託事業**<br>スクールバス等の児童生徒送迎にかかる業務を委託し、学校の統廃合等による通学の負担軽減を図る。<br><br>**遠距離通学児童生徒通学費補助金**<br>通学に係る費用の補助を行うことにより、遠距離通学による負担軽減を図る。<br><br>**ICT環境整備事業**<br>ICTを活用した多様な学習機会の提供を行うことで、人口過小地域でも児童生徒に対する個別最適化に対応した双方向の学習の提供を行う。 | 宿毛市<br><br>宿毛市<br><br>宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 8　教育の振興 | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>生涯学習・<br>スポーツ | **NPO法人宿毛市体育協会補助事業**<br>公益の増進に寄与することを目的として、NPO法人宿毛市体育協会が行うスポーツ活動、文化活動の振興を図り、青少年の健全育成と地域住民の健全な心身の育成に関する事業を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛マラソン実行委員会補助事業**<br>マラソン大会を通じて、市民の健康やスポーツへの関心を高め、健康意識の高揚、生涯スポーツを推進、参加するランナーと市民との交流を促進するとともにボランティア意識の高揚、市民相互の協働体制の構築を目指し、宿毛市を全国にPRするとともに、大会を通じた交流人口の拡大に寄与するため、補助金を交付する。 | 宿毛市 | 市外からの出場者や家族等が多数来市することで関係人口の拡大につながり、過疎地域の持続的発展に資する。 |
| | | **宿毛花へんろウォーク等の開催**<br>市民が生涯にわたってスポーツ活動が行える環境を整え、健全な心身の育成に寄与する宿毛花へんろウォークなど、宿毛市が主催でスポーツイベントを行う。 | 宿毛市 | |
| | | **市長杯各種競技の大会の開催**<br>市民が生涯にわたってスポーツ活動が行える環境を整え、健全な心身の育成に寄与する市長杯各種競技大会を行う。 | 宿毛市 | |
| | | **スポーツ大会等開催支援事業**<br>スポーツの大会等の開催による地域の活性化を図るため、市内の宿泊施設を利用し、かつ市内スポーツ施設を利用して大会等を行う団体等に対して補助金を交付する。 | 宿毛市 | 市外からの出場者や家族等が多数来市することで経済効果をもたらすとともに、関係人口の拡大につながり、過疎地域の持続的発展に資する。 |
| | | **スポーツ合宿等推進事業**<br>スポーツの合宿誘致による地域の活性化を図るため、市内の宿泊施設を利用し、かつ市内スポーツ施設を利用して合宿を行うスポーツ団体に対して補助金を交付する。 | 宿毛市 | |
| | | **頑張る選手応援隊**<br>学生や社会人、プロ選手等の様々なスポーツの合宿・練習、大会等を積極的に誘致し、市民の協力を得ながら、頑張る選手をもてなし、応援する。 | 宿毛市 | |
| | | **レスリング競技を活用した交流人口拡大事業**<br>本市にあるレスリングクラブと連携し、レスリングの普及、大会開催による交流人口の拡大を図る。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 8　教育の振興 | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>生涯学習・<br>スポーツ | **サイクルフェスティバルの実施**<br>自転車を活用したまちづくり計画に基づき、サイクルフェスティバルを実施することで、交流人口の拡大を図る。 | 宿毛市 | |
| | | **宿毛市総合運動公園MTBコース整備事業**<br>平成30年度に「自転車によるまちづくり計画」を策定し、自転車による地域活性化に取り組んでいる。その一環として、MTBを整備する。 | 宿毛市 | |
| | | **放課後子ども教室推進事業**<br>すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する。 | 宿毛市 | |
| | | **放課後児童クラブ推進事業**<br>共働き家庭の児童（概ね小1～3）を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する。 | 宿毛市 | |
| | | **梓立祭事業**<br>宿毛市出身で早稲田大学建学の母・小野梓先生を顕彰する梓立祭での記念講演における講師招致事業 | 宿毛市 | |
| | | **家庭教育支援基盤形成事業**<br>宿毛市家庭教育推進協議会が中心となり、小中学校の児童生徒・保護者を対象に家庭教育講座等を実施する。 | 宿毛市 | |
| | | **えいご塾「日新館」事業**<br>数々の偉人を輩出した伝説の私塾「日新館」になぞらえ、時代を担う子ども達にグローバルな感覚を身につけてもらうことを目的として、未就学児童を対象に、英語でコミュニケーションすることの楽しさを体験してもらう。 | 宿毛市 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>集落整備 | **集落活動センター事業**<br>コミュニティ強化拠点である集落活動センターの設置により、支え合い活動の活性化を図り、地域ごとの生活の質の維持・向上及び地域と拠点との連結を進める。<br><br>**コミュニティ助成事業**<br>地域コミュニティ組織が、地域福祉や自主防災、環境保全などの活動を計画的に行い、生活課題の改善・解決につなげていくことを継続的に支援する。<br><br>**コミュニティバス運行事業**<br>宿毛市コミュニティバスを運行し、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保し、住民福祉の向上を図る。<br><br>**沖の島循環バス運行事業**<br>島内に公共交通機関のない沖の島に循環バスを運行することで、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保する。 | 宿毛市<br><br>宿毛市<br><br>宿毛市<br><br>宿毛市 | |
| 11 再生可能<br>エネルギーの<br>利用の推進 | (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>再生可能<br>エネルギー利用 | 地域脱炭素実現に向けた宿毛市公共施設への再エネ設備導入計画策定業務 | 宿毛市 | |